

第四十六回 参議院法務委員会會議録第三十三号

昭和三十一年六月十六日(火曜日)

午後一時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福蔵君
理事 後藤 義隆君
迫水 久常君
稲葉 誠一君
和泉 覚君

委員

植木 光教君
栗原 祐幸君
鈴木 一司君
鈴木 万平君
田中 啓一君
坪山 徳弥君
日高 広為君
丸茂 重貞君
龜田 得治君
小宮市太郎君
中村 順造君
米田 勲君
岩間 正男君
山高しげり君

國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君
國務大臣 赤澤 正道君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君
警察庁刑事局長 日原 正雄君
警察庁警備局長 後藤田正晴君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の會議に付した案件
○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福蔵君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。米田君。

○米田勲君 私は、ただいま議題になっております法律案に関する質問に入る前に、委員長に対し強い要望があります。

一つは、きょうの朝のテレビのニュースを見ますと、自由民主党は、本日の法務委員会において、社会党が何と言おうと強行採決を行なう、こういう報道であります。しかし、この法案のたゞいままでの審査過程をお互いに考えてみますと、わが党の稲葉議員が最初質問を行ない、公明会の和泉議員が質問を行なう、きょう私は初めて第三番目の質問に入る指名を受けたわけでありまして、御承知のように、稲葉議員の質問についても、まだ相当究明をしておかなければならない問題を持っております。御承知のとおりであります。しかも、私もまた相当分量の質問をあらかじめ原稿にして、余分な発言をすることによって時間をかけることをできるだけ避けようとして、た

んねんに本日の質疑をするために原稿をまとめ上げたのであります。およそ要する時間も相当分量あると見込まれるのであります。なおまた、委員長理事打合会では、本日は亀田議員にも発言の機会を与えるということをきめておられるようでありますが、そうなりますと、この法案の質疑はまだ相当これから残っております問題があると考えるのが常識であります。会期はあと十日になつておりますけれども、委員長においては、ぜひとも、社会党の質問を中断して多数の力でこの法案の問題点を究明する機会を遮断をしてしまおうというふうなそういう委員会の運営はなさらないように極力御配慮をいたしたいと思つております。これが私の第一の要望であります。

第二の要望は、私もできるだけ端的に自分の見解、立場を明らかにして質問をしたいと思つておりますが、政府当局の答弁についても、私今日までの法務委員会における政府側答弁を見ますと、必ずしも要当な答弁が、しかも時間を節約した中で有効に行なわれておるとは考えられない向きがございます。このようないわゆる政治的な発言といひますか、事実を事実として肯定したくないといったような傾向の発言が繰り返されますと、私は中途でそのことをやめさせますから、したがって、繰り返しの質問が多くなつてまいるわけでありまして、委員長は、委員会の運営をできるだけ円滑に前進させるために、政府答弁のあり方についても逐

次注意すべきものは注意してこの委員会の審査を精力的に進めてもらうように、この二つを特に強く要望しておきます。

そこで、私は、まず第一に、この議題になつております改正法案の提案理由を讀んでみますと、社会不安を惹起する暴力犯罪に対し一そう強力かつ適切な対策を講ずるために法の改正がきわめて緊要だと主張をしておるのであります。私もまた、暴力犯罪、特に最近目に余る組織的暴力団による暴力犯罪を絶滅させることは、平和で民主的な国民のための社会を築くために、そういう環境をつくるために、絶対に必要だと思つております。だがしかし、そのために法の改正が必要だと主張する政府のこの主張には、直ちに賛成するわけにはまいらないのであります。

その私の考え方を端的に申し上げるなら、第一に、警察当局は、これは法務省当局も含みますが、現行法規のもとにおいて暴力犯罪特に組織的暴力犯罪の防遏に對して、はたして今日まで最善の努力を払ってきたのであるのかという疑問なのであります。私は万全の対策がとられていたと評価することのできない多くの事実を知っているからであります。

その第二の理由は、そういう一面があるのに對して、反面、警察当局は、現行法規に基づく職務権限を、労働組合や民主団体のいわば善良な国民の労働爭議や大衆行動の際に勃発的に起

こつた事件に對して必要以上に限度をこえて警察の職権を行使された事例が、今日までわれわれの手元でも相当多くの資料を整備しておるのであります。つまり、組織的暴力団の暴力犯罪の防遏に主たるねらいをもつて定められた現行法が、適切妥當な運用という面でおお多くの検討と反省を必要とする実態であるからであります。

第三には、警察並びに司法当局は、暴力犯罪、特に組織的暴力犯罪の防遏と絶滅に對する徹底した信念と氣魄にいまだ欠けるところがあるという批判を私は強く持つのであります。端的に申し上げるなら、警察の地方末端組織では組織的暴力犯罪の対策に矢は手こずつていてというのが実情であります。あたかもはれものにもさわるような氣持ち、わざわざ毛を吹いてきずを求めるようなことは極力避けたいというふうな、そういう傾向が現実の偽らざる姿だと私は見ておるのであります。もちろん、私がこれを指摘しても、政府当局のそれぞれの答弁をいただければ、それは否定されるのであります。しかし、あなた方が幾ら否定しても、この日本の各都道府県における私が今指摘した問題は、現実の姿としては何としても否定し切れないのであります。私は、謙虚に大胆率直にこの現実をメスを入れることが法改正の問題に先立つてまず必要だということを強く感じているのであります。

第四は、暴力犯罪の最近の傾向、暴力団の性格とその実態に對応できるよ

うに警察当局の機構とその運営に思い切った改善が必要であると思われるのに、積極的にそのことが進められてはいないという事実であります。

これらの私が指摘しました事柄について、ただいまから、どのような自己批判と見解を持っておられるのか、まず、警察庁長官——国家公安委員長は十五分過ぎでないと出席がないと申されますから、これは後ほどどなたから質問の内容を伝えてもらってお答えを願ひ、法務大臣にもお答えをいただきたいと思つております。

○国務大臣(賀屋興宣君) 警察、検察を含めまして、従来暴力団等の暴力行為に対して努力が不十分であるというお説でございます。ことばの使い方にありますが、完べきにいつているとは思いません。しかし、私は、検察当局も警察当局も、なし得る最善の努力をいたしておると信じます。と同時に、それが完全にかない前にこういう法律案を出すことはよくないという御意見には反対でございます。警察その他に、必要な刑罰法規の改正も同時に行なつてしかるべきものだ、かように信じております。

○政府委員(江口俊男君) 警察からお答えをいたします。

警察が従来の暴力団の行為について十分な取り締まりをやつていないじゃないかという第一の御意見でございますが、ただいま法務大臣からお答えになりましたように、完べきということばの問題とはかくとして、一生懸命やつてゐるということは事実でございます。これで十分だとはもちろん申しませんけれども、提出いたしてお

りまする資料等でもおわかりのように、私たちが把握いたしております暴力組織の組織員十八万名ということになっておりますが、そのうちの六万七千名が毎年検挙をみてゐる。件数にして七万件ということでは決して少ない数字ではないのでございまして、これは暴力という現象があらわれた場合においてのみ私たちが活動できるという制約上当然のことでございます。なお、しかしながら、見のがしている面があるといつたしますならば、さらに現行法のもとにおきましても十分な努力をする所存でございます。

それからもう一つ、暴力団というのがだんだん発達をしてその犯罪が巧妙になつておるのに、それに対する警察の体制が旧態依然であるという御意見に對しましては、ややそのうらみがございまして、これも、本年初頭、暴力団がだんだん政治綱領等を掲げるといふような点もございします。また、未成年者、不良青少年をその予備軍としてゐるといふような実情等にかんがみまして、従来刑事警察一本にしばつておりました暴力団対策を、警備ないし保安という面もあわせまして、警視庁をはじめ一体となつてあらゆる警察の分野がこの暴力団対策に關与するといふ形をとつてまいつておりますことは、これまで御承知のとおりだと思ひます。順次そういうことからあらゆる角度からの暴力団対策というものが実を結んでくるというふうには私は確信をいたしております。

それからもう一つ、今度の法律が成立いたしますと、まあ成立するしないといふことは別として、従来の法律でもそうであるが、これを必要

以上に乱用しているということにつきましては、再度御指摘がございましたけれども、私たち警察といたしましては、必要以上に故意にこの法律を乱用するといふような気持ちは毛頭ございしません。この法律にひつかかる事態だといふふうには解釈をいたしました場合、この法律をもつて取り締まつておるのでございまして、その結果がどういふふうになるかといふことにつきましては、御議論もございまいしょうけれども、警察の所期の分野において特にこの法律を故意に拡張して乱用するといふような気持ちは毛頭ございせんことを申し上げておきます。

○米田勲君 ただいまの法務大臣の答弁は納得ができません。あなたの立場から言へばそういうことを言ひたいのでありましょうけれども、あなたのそういうことばでは現実の姿が納得させられないのであります。

さらに、警察庁長官の答弁のうち、ある部分については私も納得できる部分がありますが、了解のできない問題も含んでおります。その部分については、逐次詳細にわたつてお尋ねをすることにしたいと思ひます。

ところで、私は同じような問題で再質問をいたします。具体的に御尋ねをいたしますと、これは稲葉委員も問題にしておつたことでありますが、三十八年の二月二十一日に閣議の決定として「暴力犯罪防止対策要綱」が決定をされて、暴力団体とその暴力犯罪に對して広く学識経験者による懇談会を設置して根本的な対策を検討しようという方針が定まつたのであります。ところが、その後の経過を調べてみますと、さきの委員会でも明らかになつたように、

飛び出しナイフをめぐつて懇談会らしいものが一回開かれておりますけれども、その後三年有半閣議決定の方針に従つた問題の根本的な検討の懇談会は全く開かれていないというのは不可解であります。これは何ゆゑであるのか、その間の事情を法務大臣から明らかにしていただきたい。あなたは当時もちろん閣僚の一人ではなかつたけれども、当然責任は引き継いでおられるはずでありますから、その間の事情についてわれわれが了解するように説明を願ひたい。

次に、私は、政府関係者の熱意の程度がこの委員会に明確にあらわれたといふことを指摘したいのであります。その一つは、赤澤国家公安委員長の発言であります。あなたは、稲葉委員の質問、岩間君の関連質問等の中で、暴力団松葉会の問題が問題になつたときのあの発言の経過、これは速記録に明瞭に載つておりますとおり、私に言われれば、公安委員長の態度はきわめて消極的であり、あいまいであり、事なかれ主義だと言つてほかにございないのであります。きわめて遺憾な態度であります。その際私は関連質問をして警察庁長官の答弁を得たので、これ以上あなたを追及する必要はあるまいと考へて黙つて引き下がつたのであります。あなたのこの端々にかがわれるあなたの気魄と熱意は、私の指摘するところだと思はれるのであります。

次に、第二は、賀屋法務大臣の発言であります。あなたは、前の委員会でも暴力団問題について答弁をなさる際に、ややその話が具体的な問題の説明に移るや、速記をとめてくれといふ発言をしております。これは委員長のは

うで正式に取り上げられてはおりません状況ですから、会議録にはどのようなことが載つてゐるかはまだ検討しておりません。しかし、およそその委員会が法務大臣が責任ある発言をし、特に暴力団の問題について具体的に説明をする際に、何がゆゑに速記をとめてくれといふ発言をしなればならぬのか。あなたは、私のこの質問に對して適当な答弁をなさるでございまして、それはそれでけっこうですが、あなたのこのような態度の中に、断固として暴力犯罪、組織的暴力団による暴力犯罪をこの日本の国から駆逐しなければならぬといふ気魄と情熱が欠けてゐると、私はあの速記をとめてくれといふことばの中に見出すのであります。

私は、最近の新聞で、寝食を忘れ、しかも家庭を忘れて薄給に甘んじ、靴をすり減らし、足を棒のようにして日夜暴力団の根絶の務めに活動をしてゐるといわれる從橋善の戸沢清部長刑事のように、信念と氣魄の権化のやうな若い人は人物のおることを知つて、実に愉快に感じたのであります。しかし、法務大臣や公安委員長自体がこの委員会において見せられたこれらの片言隻句からうかがわれるやうな氣魄は、首脳部でさえもそういうことであるのだから、妻も子も持ち、その日の生活を續けていかなければならぬ警察官の末端組織の人に、牢固としてこの犯罪を覆滅しなければならぬといふ氣魄を求めようとするとは無理なのである。私は、現在まで十分な努力をしてきたと言ひ切られるあなたの方の答弁を、これらの事実に基づいて再度求め

ます。賀屋法務大臣、国家公安委員

長、警察庁長官からそれぞれ御答弁をお願ひします。

○国務大臣(賀屋興宣君) いまお話の懇談会の点につきましては、私が聞いておりますところは、三回開いたそうでございます。それでなおその設置、組織につきましては法律を要するかというような問題が起りまして、いろいろ考慮した末、法律をもつて委員会を設けることは適当でないという考えになつたと聞いておるのでございます。それゆゑ、いまの閣議決定の文句に合ふような懇談会は中止いたされまして、関係当局の施策が、それぞれの調整連絡会議、次官会議その他におきまして協議をいたして推進をいたす、かように聞いております次第でございます。

なお、私が前の委員会におきまして連記をとめて申しましたが、私のあつたときの気持ちは、適当な用語が私にどうも不調法で発見しにくいという気がいたしました。しかし、自分の気持ちは申し上げるほうがよろしいという考えでいたした次第でございます。本気でない、気魄が欠けているという御批判でございますが、私はさうには決して思っておりません。

○委員長(中山福蔵君) 公安委員長、発言ありますか。

○国務大臣(赤澤正通君) 私が松葉会の性格につきまして申し上げましたことが議論の対象になつたわけでございますが、大体、暴力団と申しまして、いろいろな正義も一部持っている者もありました。関係上、これこれこれは暴力団であるときめつけて発表することは実は避けておるわけでございます。しかしながら、この

間の答弁、最初は暴力団と申しましたが、しかし、松葉会と現実には私が名前を思はずに出したため、私が内心そう思っていることと、ここですぐ一般に暴力団と名をしないということとは、別でございます。そこで、私多少あとで申しましたことが疑義を受けたかも知れませんが、ただそういう方針を胸に秘めておつたまででございます。私どももいたしましては、扱いはたたいま御指摘に相なつたものと考へまして、その措置はとつておる次第でございます。

○政府委員(江口俊男君) 私の暴力団に対する熱意につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりでございます。その方針はたたいまの国家公安委員長のお答えになりました線でございます。

○米田勲君 法務大臣も国家公安委員長も、おそらくそういう答弁をなさると私は予定をしておりました。しかし、あなた方が何と言おうと、この委員会におきまして出席された者の胸の中には、あなた方の気魄を感じておるので、その弱気な言葉を、私は、あの松葉会の発言をした日、あるところからあることを言われております。近く彼らは国会の中における自由な発言に對しても威嚇しようとしてゐる現実であります。ですから、おそらく、法務大臣も国家公安委員長も、あまり具体的なことをここで言つと、またあとから脅迫をされたり、いやがらせをされるということがあるかも知れない、私の例に徴して考えれば、しかし、そのようなことでは、組織的な暴力団のほつこしている今日、これを覆滅させるなどということは絶対にできない。まして

や、そのためにこそこの法案の改正が必要だといふような主張をするのは、私はおこがましいと言ひたい。もつと現実を直視して、改めるべきは改めて、口だけでなく、単なる訓示や通達で事がおさまるものではないのであります。それから、徹底的な態度をもつて臨むということがまずあなた方に要求されなければならぬのです。その気魄と情熱があつてこそ、警察も検察も全組織がそこに動員され、そこに結集されるのであります。その点で、これ以上あなた方の発言を追及することはやめませんが、私はこの場合はつきりもう一度そのことを申し上げておきます。

そこで、私は、一般的に申し上げますと、法を改正することによって取り締まりを強化し、そのことによって暴力犯罪を防止するといふ方式といひますか考へ方には、それ自体に問題のあることを考へてもならなければならぬのであります。それは、なぜかといふと、法の改正によつて一方には確かに警察官の職務権限は拡大強化されるのであります。しかし、同時に考へなければならぬことは、そのことによつて国民の権利、国民の基本的人權を侵害する機会がますます多くなつてくるということに思ひをいたさなければならぬのであります。角をためて牛を殺すのたぐいといふことがありますが、法を改正し、取り締まりを強化し、暴力団対策をやるといふ、こういう一連の行方方は多分に再検討すべきではないか。だから、私は、先ほど、現行法の中で万全の対策を講ずれば講ずることができた今日、そのことを十分になし遂げていない事実を私はこれからいろいろな角度から申し上げようといつてお

るのであります。そういう基本的な人權の問題と、法を改正し取り締まりを強化し暴力団を防止していくといふことの二つの相反する立場、これをどのやうに配慮をしてあなた方は進もうとなされておられるか、この点を明確に法務大臣や公安委員長にお尋ねをいたしたい。そして、なおまた、警察職務権限を發動される最高の責任者である警察庁長官の立場からもこの考へ方についてこの際明確なお答えをいただいております。

○国務大臣(賀屋興宣君) 私どもの気魄が足りないといふ御断言でございますが、私はその御断言に反対の断言をしております。

それから法の改正によつて人權じゅうりんの場合が起るであろうと。今度の改正は一番少ないのじゃないでございますか。いまの現行法でも、今度の改正によつて犯罪になるものはやはり犯罪になる。犯罪の範囲が広がるわけじゃない。ただ、常習であるか銃砲刀剣類を持つておるかといふだけの、犯罪の、私はさうとでわかりませんが、要素といふか、構成といふか、態様といふか、それだけの差異でございます。現行法で大いに警察官が努力せよとお話になります。努力するといふと、そういう意思ではないが、かえつて犯罪のない人をつかまえる。人間だから間違ひも起こりやすいわけ。今度の改正にはそんなケースはないのでございます。そういう意味で、實際にも非常にそういう行き過ぎのことがほかの場合より少ないようなケースではないか、これが一点であります。

も、へたをすれば、行き過ぎますれば、人權じゅうりんのやうなことが起こります。これを起こさないやうにやるといふことがきつめて重大でございます。そればかりおそれれば、何もやらなければ一番いいのですが、それは参りません。そのために常に法の適用が行き過ぎないように、または嫌疑のかけようが行き過ぎないように、これを始終注意しておりますのは、警察当局の非常に重大な方針でございます。今同様にこうやればといふ新しいものはございません。従来どおり一貫して、なお特に注意してまいるといふ決心をしております。さうしないと、犯罪を起さされる、それ以上に非常な人權じゅうりんをせられる被害者の立場も考へなければならぬと思ひます。

○国務大臣(赤澤正通君) 賀屋法務大臣と同じくでありまして、先ほどの御断言に對しては、私どもも反対の断言をせざるを得ないわけ。それから、御案内のとおり、私どもが何もういひつた人々におどかさるものがこわくてこどもを言つてゐるわけではございませんで、お互ひあつた競争に赤紙一つもらつて命がけでやつてきておるわけでありまして、さういふことに対しては断じておそれるものではない。そのことは私も明確にお答え申し上げますが、先ほどの断言はお受けできませんので、ひとつ法務大臣と同じでございます。

○政府委員(江口俊男君) この法律の改正が行なわれれば、警察の職權が広がります。その乱用の機会も多くなるというやうなお話でございますが、これは法務大臣からお答えになりましたとおり、少しも警察の職

権が広がるわけではございませんで、その関係は従来どおりでございます。ただ、ますますその効果が上がるというのを期待しまして、いままでも一生懸命やっておりますけれども、さらに一生懸命励むということ、これは当然のことでございます。私たちがそのことを期待してあるわけでございます。

○米田勲君 私、質問をした際に、一般的に言うならば最初にお断わりしておるわけです。それを特定のこの法律案についてだけ私は論じているのではない。政府当局の考え方としては、法を改正をし、取り締まりを強化し、暴力団を防遏していくという、その道だけを安易にたどろうとするのは重大なことになるのだということを指摘しているのではありません。そのことは、あなた方も、当然基本的な人権といふものは憲法において最高度に保障されているものですから、その点の配慮は寸毫も侵すことのないように努力するという発言をする必要がある。先ほど賀屋さんの答弁の中には、基本的な人権を侵す場合もあるような妙な発言もありましたが、それは言い間違いだと私は解釈いたします。

そこで、次に私は質問を進めますが、法定刑を引き上げて重く処罰することによって暴力犯罪の防遏にきわめて有効であるという考え方、まさに今度の改正法案はそういう立場で出されておられるものであると思うのであります。それは、結論的には、私をして言わしめれば、現状認識に誤りがあると言いたいのであります。今日日本の中にはこの組織的暴力団による暴力犯罪の傾向、さらには暴力団の内

部の気風、性格、そういうものををつぶさに検討をしたときに、多少の処罰の重い軽いは、かれらには問題ないというのをよく理解できるのではないのか、こういうふうには感ずるのであります。このことについて、実際に指揮をとられておられる警察庁長官の見解は何かなものでしょうか。

○政府委員(江口俊男君) 法律を改正して罰則を高めることだけで暴力の絶滅ができるという考えは、私たちももちろん持っております。その点は、米田委員のお考えと全く同様でございますが、ただ、違いまするところは——それだけで絶滅はできないという点につきましては一致いたしますけれども、それが非常に大きな役割をするであろうという期待におきましては、私たちは強いものを持っております。その根拠は、何れも申し上げますように、私たちの把握いたしております暴力団体の組織員が大体十八万人ということになっておりますが、その構成員を年々暴力行為によって——暴力行為等処罰ニ関スル法律に限りませんが、暴力行為によつて検挙をいたしております数が、先ほど申し上げましたように、七万件、人数にして五万人ということになりまして、もしも法律の罰則を引き上げるといふことによつてあるいは下限をはっきりすることによつて相当の処罰を受けると、こう仮定いたしました場合には、三年を経過いたしました場合に、これは繰り返しておられるのもありますから、はたしてはつきりとした数になるかどうかは別といたしまして、おおよその数字で言つてはほぼ全員

が処罰をされておるといふ状態になるのでございます。新しい暴力団員を養成することになれば、少なくとも現在私たちの把握いたしております団員のほとんどが何らかの処罰を受けて、社会からは一応隔離されておるといふ状態に計算上なるわけでありまして、私たちは、暴力をふるふいさえしなければそういう人たちがそういう日にならぬということを別に望みませんけれども、現在のようないふ状況でありますれば、そうすることが非常に大きな暴力絶滅の手助けになる、こういうふうな期待をいたしてはいる次第でございます。

○米田勲君 それでは、質問の角度を変えて、最近発生した暴力犯罪と警察当局の防遏対策活動の中で、現行法における著しく支障を来したという事実があれば、この際特徴的なものを——数多くお聞きする時間はありますが、特徴的なものを具体的にひとつお聞かせを願います。——警察庁長官に。

○政府委員(江口俊男君) 御要望でございます。まず、一、二の事例をあげてその特徴的なものを申し上げてみたいと考えます。

事例の一つとして、東京に起こりました例でございますが、東京のある会の中堅の幹部三十二歳の者の行為について例をあげますと、この男は傷害、恐喝、暴力行為等前科七犯を有しております。昨年の八月二十二日、都内の喫茶店の工事代金取り立てを依頼されたとして、配下二名とその喫茶店に押しかけ、凶器を示し、暴言を

吐く等いたしました。脅迫し、同年九月二十六日暴力行為により逮捕をされておりますが、その結果、同年十二月十一日懲役八カ月に処せられております。で、この男の前歴を讀んでみますと、昭和二十八年——すなわちこの十年余りのことを申し上げますが、昭和二十八年九月二十一日傷害及び銃刀法違反で罰金二千元を食いましたのを初めとし、二十九年の五月十二日に暴力行為、傷害、暴行で懲役六カ月、執行猶予が三年ついております。さらに、同じ年の九月の十八日に暴力行為、恐喝で懲役二年六カ月を食つておりますが、これも執行猶予が三年ついております。さらに、やはり同じ二十九年の十二月十三日に恐喝で懲役二カ月、さらに三十一年の二月十九日に恐喝で十日と三十四年の八月三日に詐欺で、これは今度の法律と関係ないでしようが、詐欺で一年、それから三十八年三月の一日に恐喝で懲役八カ月というふうなふうに、犯罪を随時繰り返しておりますが、こういう結果の処罰でございます。

それから第二の例として申し上げますと、これは博徒団体に属する平会員であります。二十四歳で前科二犯の者、及び二十五歳で前科はございませんが検挙をされた回数が二回ある者、及び二十一歳で検挙歴二回ある者、この三人は、昭和三十三年二月二十六日から二十八日までの間、被害者三人を自己の会に入会させようとして、木刀等で暴行を加え、また、付近の土工宿舎に短刀等を持って押しかけ

脅迫を行ない、さらにそのうちのC——一番最後の者は、同年三月二十五日、アメリカの軍人に短刀で傷害を与え等して検挙されたものでございしますけれども、これに対する処罰の結果は、Aに対し懲役十カ月、執行猶予が三年ついております。Bに対して同じく十カ月、これも執行猶予三年、Cにつきましては懲役十カ月、やはり執行猶予三年というふうな事例でございます。

さらにもう一つ事例を申し上げますと、傷害、恐喝等の前科九犯を有する、これは大阪の博徒の幹部でございますが、昭和三十六年十二月二日、配下五名と共に謀し、情婦と関係があった被害者に対する暴力行為、逮捕監禁、恐喝未遂で逮捕され、昭和三十七年一月十七日、保釈金五万円で保釈をされておりますが、保釈中、同年七月二十五日、他の四名と共に謀し、女関係者を種にした恐喝、暴力行為、逮捕監禁で逮捕されましたが、同年八月三十日、保釈金十萬円で保釈となりまして、さらに三十七年十二月二十日、他の一名と共に謀をいたしました、かねて対立をしておりました他の組員と口論し、これを日本刀、短銃等で殺害したというふうな事例がございます。

以上三件を私たちが拾い上げました事例として申し上げますが、御了承を願います。

○米田勲君 法務大臣や竹内局長も、いまの警察庁長官の答弁、説明のあったことをよくお聞きになったと思うのです。私は、今度の法改正案の中に、何か下限を上げていけばそれで問題が解決つけられるような安易な考えで、おつては、これは処置がないという感

じを持つてあります。

この際、いまの警察庁長官の報告と、この新聞に報道になった部長刑事の戸沢さん、これはよく努力をしてくれているようですが、この人が記者にこういうことを言っております。『私は徹底的にやる。だがせっかくなかなか暴力団が、町のボスなどの嘆願で、すぐ保釈されたり、まるきりデータラメの情状証人を使って執行猶予になったんでは、並みじくなさる。』というふうなことを記者団に語っているのではありません。この第一線に努力をしておる人のことばと、ただいま警察庁長官が報告した一、二の事例を通じて、法務省当局は何を感ずるか、それを端的にここでお答えを願います。

○國務大臣(賀屋興宣君) 私が聞いておりました、最下線を三年ぐらいい上げたほうがいいのではないかと、むしろそういう感じがいたします。もつとくびしくしたらい。しかし、こういうことは、そのときの感じではいけません。冷静な検討を経なければいけませんので、その最下線一年はやむを得ぬと思ひます。それは、お話のように、なあにどんな刑罰を食らつてもやるのだという確かにそういう人もありますし、それからそういうふうな大言壮語するものもあります。また、やはり刑が重くなれば、だんだんにそういうことをやめようという働きも私は十分あり得ると思ひます。刑が重くなり、常習者を罰する、銃砲刀剣で厳罰に処せられるのだということで、先ほどの警察官などもまあ努力したのが一〇〇％報いられたとは思ひぬでも、従来よりは報いられているように私は感じますが、報いられないか、かように思う次第で

ございます。

○稲葉誠一君 閣下。

○委員長(中山福蔵君) 稲葉君。

○稲葉誠一君 いま警察庁長官が読まれた最初の例、最初の例というよりも全体として、質問と答えが食い違っているのではないんですか。質問は、現行法であるがゆえに取り締まりに著しく支障を来たした事例があるかどうか聞いていたわけですが、現行法の場合、事件を犯した者を逮捕するといふふうなことを取り締まりとすれば、そのこと自身で現行法が改正になるうがなるまいが取り締まりそのものに全然影響がないんで、現行法でも十分やれるんだということはこの前刑事局長が言っていることなんであつて、その質問と答えは食い違つてゐるわけなんです。あなたの言うのは、保釈になつて出るようになってきたとか、刑が軽いとかいうような意味の、そのことを直接取り締まりそのものとは関係がないんですから、あなたは質問と答えを取り違へてゐるに思ひます。その中の第一の例としてあげたのがよくわかりませんが、昭和二十九年五月十二日の暴行、傷害で懲役六カ月で三年執行猶予ですか、最初の例は、ちょっとよくわからぬのですが、二十九年五月十二日のように聞いたんです。それがまた二十九年九月十八日に暴行、恐喝その他で懲役二年六カ月で三年執行猶予とあなた読まれたか、ね。それはあなた間違ひないんですか。どうしてそういうふうな法律でできるんですか。

○政府委員(江口俊男君) 前のも執行猶予です。

○稲葉誠一君 執行猶予中にまた執行猶予でしよう。そういうんでしよう。

○政府委員(江口俊男君) そうです。

○稲葉誠一君 執行猶予中に次の執行猶予は、懲役一年以下の場合でなければできないんじゃないですか。

○亀田得治君 閣下。

○委員長(中山福蔵君) 亀田君。

○亀田得治君 あとのほうは二十九年は間違ひないんですか。

○稲葉誠一君 執行猶予が切れてからなら話はわかるけれども、切れていないのに再度の執行猶予になるわけはないんです。

○政府委員(江口俊男君) この事実につきましてはなおよく調査いたしますが、日にちはどうもその次の二十九年の十二月になつておりました、さらにその次は三十一年二月になつておりますから、そのときは間違ひないのじやなからうかと思ひます。ただ、刑がおつちやうな二年六カ月でさらに執行猶予がついてゐるような点はちょっとおかしいと思ひます。

○政府委員(江口俊男君) だから、それは数字が違うと思ひます。

○稲葉誠一君 だから言つてゐるじやないですか。だめだよ、これは。

○政府委員(江口俊男君) それから……(それかじやないよ)と呼ぶ者あり)申し上げますが、権限が一つも広がつておられませんから、権限的にいまの法律でできなくて困つたというやうなことは、おつちやうとおつちやういけません。それはただこういうふうな積み重ね積み重ねやつても何べんもやつてくるので、誠意がないという気が

持ちを書いたわけでありませう。

○亀田得治君 とまあ、問題は、ポイントがはずれてゐますね、聞いていて、こんなに何回も犯罪をやつていて、少しも刑が重くならぬわけですから、重くしようと思へばできる法定刑があるわけでは、これは一体だれの責任ですか。裁判所も来ているはずですが、ね。立法院の責任じやないでしよう。いまあなた第一の例をあげると言うから、よほど何かいい例でも出てくるのかと思つたら、それを聞いておれば、これがまた何べんでもこんなことを重ねて、しかもあなた執行猶予中にさらに執行猶予を受けるといふやうな報告を長官が平然として、これはおかしいと気がつかんで報告をするやうな、それはどうもさうなことで、どうして厳格にやつてゐるのだと言へるのですか。間違つてゐないか、報告が。――それじや、それを聞いてからもう一ぺん……。

○政府委員(日原正雄君) 従来の判例でございまして、今度次に犯しました罪がその前の罪と併合罪の関係に達しておるやうな余罪の関係――結局、両方一括して同時に審判されておりますから刑の執行を猶予することができようなものとしましては、そういう一括して審判したときとの均衡上、さらに余罪について刑の執行の猶予ができるというものが従来の最高裁の判例でございまして、その項に当てはまるものではないかと思つております。

○岩間正男君 閣下、一問だけ。(岩間君、まだやつてゐるところなんだからと呼ぶ者あり)

○米田勲君 岩間君、ちょっと待つてください。ちょっと委員長。

○委員長(中山福蔵君) 岩間君、その次にやつてください。

○米田勲君 閣下、質問というのは、その主たる質問に当たつてゐる私の了解もなしに委員長がどんだん言つた者には全部、了解しなくても、しゃにむに発言させるという行き方は、これは考へてもらふなければいけない。私にはあまり長い時間質問をぐるぐる持つていかれては困る。岩間君はいま関連質問と言つて、一問だと言つていますが、おそろく短時間でしよう。ですから、私は今回は了解しますが、私の了解もなしにどんだんだれにでも関連質問を許してゐるは困るので

○委員長(中山福蔵君) 承知しました。

○亀田得治君 議事進行。

○委員長(中山福蔵君) 亀田君。

○亀田得治君 この発言は、いま米田君が言つたとおりです。これはわれわれ了解を得てやつてゐるわけですが、答えが非常におかしいから、間違つてゐるんだ。あんな答えがそのまゝ速記録に残されては、これは共同責任です、お互いに。そういう意味で、これは最小限度やつてゐるんです。で、共産党については、これは正式に委員長が発言を許すべきなんです、きちんと。それだけ要求しておきます。

○委員長(中山福蔵君) ただいま、亀田君がしばらく質問についての発言を言われませんだから、私が岩間君に許したわけなんです。おそろく続いておやりくださると思つたのです。それじや、ちょっと岩間君やつてください。

○岩間正男君 貴重な質問をしているときですから、簡単にやります。それで、当然また共産党に対する独自の質問のときがあるものだというところは、はっきり確認しておきます。

それで、先ほどの賀屋法務大臣の御答弁の中で聞き捨てならない答えがあるんです。それは、下限を三年にした。などと言っている。法案を一年に上げた。下限を一年に上げるには、かしどな一体背後に重大な問題があったかというところは、これは明らかだと思ふ。あなた御存じないんです。法制審議会での下限を一年にするために、これは上げる必要がないという多数意見だった。十対九だったとたぶん思ひます。ところが、それを本委員会のほうではひっくり返して、まことに国会運営の中では想像もつかないようなやり方で、議長が入れば十人だ、そこで何だかわからない手続、これは明らかにできないような手続でもって御承知のようにひっくり返った。そして下限を一年に上げたというの御承知だと思ふ。ところが、いまのように、提案者の最高責任者であるあなたが、この法案を審議している最中に、この下限を三年にしたいなどというように発言するに至っては、不謹慎もはなはだしいです。これは見解が統一されていないと考へてもいいですね。しかも、法制審議会自身が多数意見として反対している問題にあなたは明らかにいまの発言は挑戦しているんです。これは、当委員会の権威のためにも、こんな発言を許しておいて、そして議事を進行することはできないんです。あなたは一体どういう考へですか。これに対する明確な責任ある態度をとるべきだ。

あなたはいまのは取り消しなさい。○国務大臣(賀屋興宣君) 私の前の答弁は、普通だったから答えていないと思ひます。どういう感じがするかとおつしやるから、あんなに繰り返さしやうがない。しるうとして三年にしたいような気がしますが、それはそれは参りません。一時の感情や感傷でやめてはいけません。それで提案のような改正になっているのです。御承知のとおり、衆議院でも何べんも伺つてお答えしております。この経過は、それです。それから、われわれはそういう一時の感情でやめてはいけません。ということをお申し上げておる次第でございます。○米田勲君 暴力団による犯罪が特別の取り締まり対象になったのは、ここ数年に始まったことではないのであります。戦後今日まで、ほとんど検挙投獄が引き続き行なわれている。これを法的な面から見ましても、刑法の一部改正、すなわちやくざのていりやを対象とする持刃器集合罪が新設され、刑事訴訟法の改正でお礼参りのおそれあるものには権利保障の制限をされた。さらに、幾たびか銃砲刀剣取締法は改正されたし、刑罰の強化も行なわれてきたのであります。それにもかかわらず、暴力団とその組織下にある人員は減少するどころか、かえって著しく増大してきており、また、その組織も広域化し、犯罪の性格も兇悪化してきているのが現実の姿であります。一体、このことを政府当局はどのように分析をし、検討をされているか、その点をお伺いしたいのであります。もちろん、このようない傾向を生むに至つたのは複雑な要因はあろうけれども、結局、刑罰を重くするとか法を改正することにもつぱら

依存することでは暴力犯罪や暴力団の絶滅を期待できるものではないのだというところを私は物語っているのではないかと申すのであります。この点について、法務大臣並びに警察庁長官の率直な見解を承りたい。

○国務大臣(賀屋興宣君) お話しのとおり、また、警察庁長官も先ほどお答え申し上げましたが、また、他の機会にも政府委員も私も申し上げておりますが、法の改正のみにこの対策を依存いたしておるわけではございません。法の改正の度数もきわめて少ないものと存じます。しかし、いま事実を正確に申し上げることは私自身が少し欠けておりますが、おそろく三十三年にやりました以後は改正をいたしていないのじやないか。法の改正はわれわれ対策の重要な一環である、かように考へておりました。法以外のことにいろいろ努力をいたしておる次第でございます。

○政府委員(江口俊男君) 私も考へ方において法務大臣のただいのお答えと同様でございますが、一生懸命やっていると言いつながら数が減っていないじやないかという御質問につきましても、私たちが、最近パンフレットをつくつて出した中にも書いておりますが、暴力団というものを力を入れ始めましてからはたしてその暴力団の組織員が現実にはたかどかというところについては多少の疑問があるものであります。これは力を入れれば入るほどますますわれわれの視野に暴力組織として入つていかなかったものも、毎年幾らかずつか、詳しく調べるとこういうもののだというが入つてきているというふうな事実もございまして、絶対数が、ほんとうの

数が非常にふえておるかどうかということについては、ここで断言するのには多少ちゅうちょするものがございます。ところが一点と、それからもう一つは、どうも何べんも繰り返すことになりまして、だいたい読み上げましたように、犯罪を犯します暴力団の構成員がちょっとしたものであればすぐ出てくる。だから、ある時点をとらえればちつとも減らないということは私は十分言えることじやないかと、こう考へます。

○米田勲君 私がいままで繰り返して指摘したのは、冒頭にも申し上げましたように、この法律の改正案の提案理由の中に、暴力犯罪に對し一そう強力かつ適切な対策を講ずるために法の改正がきわめて緊要なことであると法改正を強調しておる政府当局のこの基本的態度に私は反省すべき幾つかの問題があるのではないかと指摘しておるものであります。法務大臣はがんこな人の方で、何と指摘されようかというのではない点ばかりの方であるが、しかし、私はそういうがんこなことではない、当局のいままでとつてきた方針や態度の中にも現実の姿に徴してさらに検討を加えなければならぬものがあるのではないかと申すのであります。いままでやつてきたので十分だ、法の改正をしてくれと、こういうことではわれわれは納得できないのです。その点を私は特に先ほどからしつこく反省を求めておるわけですから、法務大臣にすれば、一片の指示、通達、訓示、そういうことで事が解決するような認識の甘さを持つておるのかも知れない。あなたの話は、たくさん警官を集めて訓示されれば末

端の組織までそれがびしゃつと通つてそのことが実現するように思つておられるかも知れない。しかし、現実にはあなたが考へておるようなものではないのだということをやはり強く反省、検討を加える必要があるのだ。そうでなければ、今日大手を振つてのさばつておる組織の暴力団の暴力犯罪をなくする国の仕事というのは効果的に前進をしないのだということを私は特に強調をしたいと思います。もう一度法務大臣に特にこの際所見をお伺いします。

○国務大臣(賀屋興宣君) 私は、いま御断定になっておるようなことを申し上げておるつもりはないのであります。この委員会でも申し上げたと思ひますが、ああいう犯罪が起こりますのは社会のいろいろな事柄の複合原因であると思つておりました。その対策が非常に多岐にわたらなければならぬ問題であるということも常に考へておる。で、ほかのことは十分にいつている、法だけ改正すればいい、そんなことを私は一回も申し上げた覚えはない。法の改正は対策の上の重要な一環である。何かほかのことを完全にやつて後はじめて法の改正だけを考へるとおつしやるかのごとき感じを受ける場合がございしますが、私はそうじやない。ほかのことも努力しなければならぬ、法の改正もやらなければならぬ、こういうことを申し上げておるのでございます。そして、私も、そう申し上げては失礼ですが、門松を多くくぐつておるので、警察官に訓示を一本ずつばそれでいくのだというふうなそんなことを毛頭考へておりませんので、いろいろの対策を進めなければならぬ、

先ほど警察官が努力しないというお話もありましたが、私はそうは思わない。大いに努力されておられると思えます。その結果が政府の施策があらゆる面で完全に上っているのだ、そういうことはどうも思っておりません。ほかの対策も今後力を入れて進める考えでございます。

○米田勲君 法務大臣もだいぶんお考えを願っておられるようでありますので、次の質問に移ります。

警察庁長官にお伺いしますが、あなたの方の言われているいわゆる暴力団というのは、どういう構成要件といえますか、どういう概念のものを暴力団としておられるのか、この点をひとつ簡明にこの際説明をしてくれませんか。

○政府委員(江口俊男君) 暴力団ということばは、この前の委員会でも問題になりましたとおり、法律的にはつきりとは限定、定義されたものではない。けれども、私たちが自身の中で暴力団というものを行政的に定義と申しますか考えております要素は、二つございまして、まあいかに兇暴でございまして、個々の人間が暴力的であるというだけでは、もちろん団でございませぬから、暴力団とは言えませぬので、一つは、団体性といいますが、団体で暴力を働くとか、あるいは団体の威力というものを背景にして暴力を働くというふうな要素が一つ。それからもう一つは、暴力行為が常習性がある。どかつと一ぱんだけそういうことを団体でやるというのじゃなしに、その団体の員が繰り返して繰り返して暴力行為をやるというふうな、この二つの点で捕捉しているわけでございます。

○米田勲君 私がこの委員会に特にあつたてあなたにそのことをお聞きしたのは、この際こういうことをお伺いしておく必要を感じたのです。警察庁組織令の第十条の二項の第二号にあることとは、これがあなたの方のいわゆる暴力団といふものの一つの概念だと判断を私にしたのです。『集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織をいう』、もう一つ『警察学論集』の第十四巻の第六号に、こ

にも規定してありますが、これも長官のもとではやはり暴力団といふものの構成要件といふか概念規定には重視されておられることばなのではないかと思ひます。『主として市民の日常生活を脅かす反社会的集團であつて、その活動ないし生計において団体もしくは多衆の威力を背景に集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行ない、もしくは行なうおそれのあるもので、それを生活資金獲得の手段として組織団体を暴力団と解している。』、こう書いてありますが、いまの説明とあなたの発言とは多少違ひますが、私の読み上げましたこれは、現在の警察当局では、暴力団といわれるものの構成要件といひますか概念規定にはそのとおり適用をされているものと、こう考へて差しつかへありませんか。

○政府委員(江口俊男君) おそらく暴力団取り締まりの衝に当たつておられる職員の論文だろつと思ひますが、大体において私の申し上げた考へ方と矛盾はしないと思ひますけれども、最後のそれをもつて生活の手段にしている云々といふことにつきましては、それはそういうものが多いでしようけれども、必ずしもそれを生活の手段にして

いなくとも、私たちはやはり暴力団として集團性があり常習性がある団体について、十八万人の中には入れておるわけでございます。

○米田勲君 この際妙なことをお聞きしますが、あなたに端的にお伺ひしたいのは、民主団体や労働組合が争議を起します。あるいは、ある一つの目的のためにデモ行進をする。こういうことはたびたび行なわれていることですが、その際に、その団体が自主的、計画的に起したものでなく、何らかの理由で突発的にそこに何か暴力的だと思はれるような事件が起きた。この時点を狭くとらえて、いわゆる組織的暴力団の暴力事件と同一視するような傾向が末端の警察官にはないのか、この点についてはどういうふうな長官は指導しておられるか、この際お聞きしておきます。

○政府委員(江口俊男君) お答えいたします。ただいま例におあげになつた団体ないし組合といふものは、はっきり申し上げますが、われわれのとらえております組織的暴力といふか暴力組織といふものには一つも入っておりません。だから、われわれが暴力団云々と言ふ場合には、そういうものももちろんさしませぬ。ただ、これは御質問の中に入るかどうかわかりませんが、その現象が暴力行為等処罰ニ関スル法律にかかわる、そういう状態であれば、それは暴力団でなくとも、暴力行為としてやつておりますことは、もういままでの事例でもおわかりのとおり、暴力団としてはもちろん見えておりませぬけれども、その行為自身はその區別をいたしていないといふのが正直なお答えで

あります。

○米田勲君 そうすると、こういうことですか。あなた方が暴力団として考へておられ、ふだんリストの上に載せておる暴力団がある犯罪事件を起したといふものと、労働組合が争議の状態に入つておるときに、ある事件が突発的に起つたといふものとを、あなたの方の立場から見れば同一視してその対策に当たるわけですか。そういう指導をなされておられるのですか。その点はいかがですか。

○政府委員(江口俊男君) それは、そういうことではございませぬ。法の適用という面ではたゞいま答へたのでございまして、暴力団による暴力行為の絶滅を期すといふことを私たちが唱へてやつておりますのは、いわゆる暴力団について平生からその構成なりあるいは引つかりなり因縁といふようなものを常時内偵して見ておつて、そうした暴力行為があらわれた場合に時を移さずやるというのが暴力団対策でございまして、いまおあげになつた事例のような場合は、われわれは平生は何ら関心はございませぬ。ただ、そういう事件が起きました際には、その法律にかかわる状態であれば、同じ法律でやる以外はない、こういうことを言つておるわけでございます。

○米田勲君 この問題については、電田委員のほうでな具体的に取り上げられる予定でありますので、その点は私の場合はこの程度にとどめておきます。

そこで、いま暴力団といふのはどういう概念、性格のものであるかといふことをお聞きいたしましたので、その概念に従つてそれに照らしてこれに該

当する現存の暴力団の数とその構成員が警察庁から発表されているあの団体の数と構成員数だと思ひますが、それに間違いありませんか。

○政府委員(日原正雄君) お配りしております「警察の窓」にある数字がそれでございます。

○米田勲君 このほかにも、数の上にあてていないけれども、ほとんど類似の性格の団体やその構成員がまだあると考へてよろしいのかどうか、現状をどういうふうな考へればいいのか、その点を長官にお伺ひします。

○政府委員(江口俊男君) 先ほどお答えしましたとおり、暴力団の絶滅といふことを主眼として活躍を始めましてから、いままで暴力組織としてあげておらなかつたものも入つてまいつたといふことは、先ほど申し上げました。が、いまからも努力次第では、そうしたくさん起きているとは思ひませんが、いままで組織としてあげないものが入つてくるという可能性はございします。たとへば、夏になりまして、あるいは入つておるかもしれないけれども、いままでなかつた海浜等における不良青少年団なんかといふものができてまいりますという、これはこの表にはなくとも新たにこしは入れるというふうなことになる関係で、私は新たなものも全然出てこないとは言へないと思ひます。努力でだんだん出てくるものだと、こう考へます。

○米田勲君 警察庁の発表したパンフレット等を調べてみますと、三十三年には暴力団が四千百団体、七万二千人と統計は発表されております。それが、三十四年になりますと四千八百

七十四団体になっておる。三十五年には五千百九十九団体になっている。三十六年には、これは暴力団の統合が行なわれ、たゞしくて数が多少減少し、四千九百七十団体。三十七年は五千百三十一団体。三十八年は五千二百十六団体。三十七年には十七万二千七百十一人が、三十八年には十七万二千七百十一人が、三十八年になるとさらに急速にふえて十八万四千九十一人になっておる。先ほどのお答えをお聞きしますと、さらに詳細に追及をすれば、この数はもっとふえることが予想される、減るということよりはふえるということが予想される。当局でも、この統計を発表されるまではもちろん年を追うて漸増の傾向があるということだけは、これは明確に押えておるところだと思ふんです。しかも、あなたの方の最近の調査では、最近の暴力団は、中央の大都市だけでなく、地方の中小都市にも漸次急速に広がって組織化されていっている、こういうこともパンフレットには明らかにしているわけなんです。そこで、私は、たびたび、一生懸命に努力をしておるというあなたの方のお答えではありますが、どうも対策、取り締まり、あるいは検挙等で今日までの状態を顧みると微温的なものがあつたのではないか、そういうことがこういう急速な暴力団の増大と構成員の増大を来したのではないかと、このことをわれわれしるうとの立場からはどうしても結論づけられるわけです。そこで、こういう傾向では、何らかの積極的な対策のない限り、われわれがいまここに提示されておるこの改正法案をかりに立法院が可決したとしても、この傾向を下降線をたどるようにはできないのではないか。この法案を可決してくれ

れば警察庁当局は断じて三十九年から下降線をたどらせてみせるという自信がもたれるのかどうか、その点を法案審査に当たって長官からお聞きをしておきたい。いかがでしょう。

○政府委員(江口俊男君) お答えいたします。

端的に言えば、この法案を通していただければ暴力組織を下降線をたどらせるという自信は、他の条件を全く同じだという仮定をすれば、当然私たちは断言することができると考えます。他の条件云々というのは、要するにつかまえる人数が、何べんも言うように、五万人からいふのです。この五万人というのがこの法律にかかる罪がどのくらいという分析はいたしておりませんけれども、あるいは常習、あるいは用法による兵器の使用というものが多いのでございまして、それだけの処罰を受けた者だけは少なくも隔絶をされるということになるのでございします。また、警察官自身も、現在も一生懸命やっておりますが、そういうやりがいがあるという状態になれば力が出るといふのは、先ほどお読みいただいた新聞等でも第一線の警察官がそういう考えを持っておるの事実でございします。また、力もさらに入っていくということは私は断言してはばからないものだと思ふのであります。

○米田勲君 私、この法案の審査の今後の経過がどうなるかはわかりません。しかし、あなたがいま私に答弁することをもって、当委員会が発言をしたことだけに責任を持ってもらいますよ。この法案を可決していただければ、三十九年からは、上昇線をたど

てきた暴力団と構成員の状態を絶対に下降線をたどらしてみせまうと、それを現実の姿として実現してみせまうと、こういうことを自信を持って約束されたことを、私はここで再確認しておきます。したがって、あなたの責任はきわめて重大だということをお断言に強く指摘しておきます。

次に、具体的に警察庁長官にお尋ねをしますが、ことしの一月末日に「暴力取締対策要綱」をきめて、その中で、暴力組織の存立基盤に対する取り締まりの徹底、暴力犯罪の温床に対する取り締まり強化、この点を特に下部組織に指示をし、この方面の査察取り締まりに当たっていると言われているわけなんです。このことは事実でありまうかというところが私のお聞きしたい一つ。もう一つは、この全組織に対する指示後すでに約五カ月を経過しておりますが、その後顕著な成績をあげていると長官は現状を認識しておられるか、その点をお答えを願います。

○政府委員(江口俊男君) 暴力団の存立のささえとなつておる面に十分な警察取り締まりをやるといふのは、たとえ違法な形における風俗営業というふうなもの、あるいは風俗営業における用心棒というふうなことで、あるいはパチンコの景品買い、ダフヤというふうないろいろな面がございします。そういうことにも、単にその暴力をふるったというときだけじゃなしに力を入れてやるというふうな趣旨の指示でございしますが、そのことにつきましましては、多大の効果をあげているということは、まあ見方の問題でございしますけれども、いままでは力を入れて徐々に成果をあげてきてお

る、こういうふうに私は聞いております。○米田勲君 長官のおことが自画自賛でなければ幸いなんであるが、まあそのことはあとでまた具体的な問題でお尋ねをいたします。

そこで、私は、先ほど暴力団の数とその構成員の警察庁の発表に基づいたものをここで読み上げましたが、このリストに載つた暴力団体とその構成員、これは、前の稲葉議員の質問の際に答弁しておられたものでは、個々の暴力団員までリストの上では明確になっておる、それがこの数だということはお聞きをしましたが、秘密会議にしておる暴力団体と構成員のリストをこの法務委員会に出せと私たちが主張した場合に、出すことができるかどうかという点と、出せないとしたらそれはいかなる理由によつてか、このことをあなたにお尋ねをします。

○政府委員(江口俊男君) 十八万何千名という数は、もちろんその積み重ねた具体のあれがなければ出てこない数字でございまして、警察全体としてはもちろん把握をいたしております。ただ、個々の団体について何のたれ兵衛というその構成員の末々に至りますという、これは府県の本部にある場合もありまうし、また、こまかいものについては各警察署に備えているというふうなものもございまして、警察庁自体にこの十八万の名簿がABC順に整理されているという性質のものでございしません。ただ、警察のどこかの段階には、つくりごとじやなしにちゃんと何という人間が十八万名おるということとははっきりと申し上げられ

それから資料の点でございしますが、何べんも申し上げるうちに、暴力団というものの定義が、われわれの取り扱いの過程においては先ほど申し上げたような概念で把握をいたしておるもの、そのうちの相当数のものが、大きな団体になればなるほど、一応の正業を持っております。それからその団体なり会なりの組織員でありましても、必ずしも暴力行為に出ない人間もおりますので、私たちの方針としては、個々の犯罪が行なわれた場合に、何々組というふうなものが暴力団という肩書きのもとに発表されあるいは報道されるということはこれは別といたしまして、のっけから何という団体は暴力団だということをリストとして発表するということとは、従来いたしてもおりませんし、また、現在におきましてもこれをやる気持ちはございせん。

○米田勲君 そのうちの特に犯罪の積み重ねが多いようなそういう特別な暴力団とその構成員のうち、特に幹部クラスのような人物をこの委員会が秘密会議にして提示を求めた場合には、長官はその要求に応じられる体制にあるのかどうか、それをもう一度お聞きします。

○政府委員(江口俊男君) 応じられるかという内容で知つておるのか知つていないか、そういう表ができるかできないかということについては、それはできると、しかし、秘密会といえども部外に――部外というか警察以外にこれを警察から出すということについては、警察の方針として出さないというふうにきめております。

○米田勲君 この五千二百十六にわたる暴力団、この団体の調査は、せつろん警察の全組織を動員して逐次累計していったものだとは判断をするわけです。それが警察庁のほうへ集約されたこと。そこで、私は、この委員会に提出することは一応お話しをしましたが、このことはやっておりませんか。あなたのほうでは、一応中央に集結をしたこの五千二百十六団体、十八万四千九十一人の暴力団員、このリストを、警察の全組織、都道府県の全組織に周知徹底させておられますか。それは、たとえ北海道の場合、北海道の警察に對して、本州、四国、九州のこれらの地域に存在する暴力団とその構成員のリストを北海道の警察に徹底をさせておられますかどうかという質問であります。

○政府委員(江口俊男君) 先ほど米田君が答えておられますとおり、十八万四千名の中でその末端の普通の構成員については、人数だけで、東京の警察庁におきましてはその名前は承知してないのがあるということ、まあ先ほど申し上げたとおりでありますから、その十八万名の名簿を各都道府県に配っているということは、これはございせん。しかしながら、五千数百の団体名及びそのおもなる構成員につきましては、部内におきましては、北海道から鹿児島まですべてこれは連絡をして、歩調を合わせて取り締まりをするということにいたしております。

○米田勲君 状況については了解をしましたが、私はそのことが絶対大切なことだと思つてゐるのです。やはり警察の全組織が、全国的な状態、全国的にはびこつてゐる暴力団員のその個々についてまで周知徹底させているということが私は大事だと思ふ。よその県のことだから、それはまあ概括的なものでいいという考え方は、これは徹底した暴力団対策から見るとなまぬるいことになりま。

○政府委員(江口俊男君) 随時、事態が變つていくに従つて全国に流しておるといいますか、その回数、大体において毎月くらいの間隔でその一番新しい状態を流しておるようでございます。

○米田勲君 長官、ただいま答弁された毎月末端組織にまでそれを徹底されているということばは、間違ひではありませぬか。

○政府委員(江口俊男君) 末端組織とおつしやるのが、駐在所、派出所であれば、あるいはそこまで行つていないかもしれませぬけれども、私のほうから行くのは管区及び都道府県本部というふうに御了解願います。

○米田勲君 状態はわかりましたが、それは、都道府県ごとの状態をあなたは把握していると思ひますが、たとえば北海道の警察本部が、こういうリストが中央の警察本部から来た場合、そのリストを北海道全体の末端の組織までどういう手段をもつてどういう手続をもつて徹底させておるのかどうか。

○政府委員(江口俊男君) 私は都道府県本部に流しましたあと、これを駐在所あるいは派出所にまでどういう形で流せという指導は私自身はいたしておりませぬので、私の一応の想像になりますが、これも一般的な大きな組織あるいは趨勢等に関する連絡であれば、本部から署に流れ、署の場合には訓示日等に各派出員が集まつた場合に捜査課長等から説明をしていけると、こう思ひますが、そうでない、末端組織の变化というふうなことでございませぬれば、たぶん自分のところに關係のないと思ふものにつきましては都道府県本部限りでとどめておいてゐるものもありはしないか、こういうふうに想像してお尋ねします。

○米田勲君 私は、警察庁長官が何でも知つておらなきやならぬと無理なことは言わぬ。しかし、各都道府県警察本部に對して大事なことを指導する立場にあると思ふ。あなたのいまの発言では、各警察本部はどういうことをやっているか明瞭に把握してないといふことは、そのことについては指導をしておりませぬといふことなんでしょう。これは私は納得ができません。思ふ。それはなぜかという、北海道について言いますと、札幌にAの暴力団の中心がある。しかし、これはいつでも道内を移動して歩いていく、活動するために。そういう状態ですから、やはり道本部におけるそういう状態、リストを末端の警察組織まで周知徹底させることが私はまず基本として大事だ、そういう対策、そういう体制が私は大事だと思ふのです。そういうことが大事だと思ふことは、あなたの立場から見ればそれはたいしたことじゃないとお考えなものでどうか、その辺の見解をひとつお聞きをしたい。あなたが先ほど下降線をたどしてみせるといふこの委員会が確約をしていゝる立場からも、そういう点は検討をする必要はないか。あらゆる警察の全組織が、単なる暴力団係の警察官だけでなくして、全組織がこのことのために、専門にわたらないまでも、そのことのために集中していける体制をとるために、そういう点にまで警察庁長官は指導をする必要がある。その点はよくわかりませぬというの、指導を私の立場から言えばなおざりにしていると言へる。そこで、あなたの見解をお尋ねします。

○政府委員(江口俊男君) なおざりにいたしてゐるとは私考えませぬ。私が申し上げたのは、私たちが全国的に情報を集め、それを、折り返し、關係といたう各都道府県に流してゐるのでございませぬから、各都道府県本部長は今度また自己の責任において、北海道を例にとりますれば、ただいまおつしやつたような場合はもちろん道内の各警察署、各派出所に十分周知徹底をしてゐるはずだと私は考へますし、さらに補足をいたさしますが、私のところも業務の分担を分けて個々の技術的な指導というものはいたしてありますから、刑事局長に答弁をさせますればもっと詳しく具体的なことを警察庁として指示していることをお答えできると思ひますが、補足をいたさしたいと考へます。

○米田勲君 結局、長官、そのそうではないと否定したところで、あなたがそういう指導はしていないことだけは事実なんです。これはことばの端からちゃんとかがえる。都道府県の警察本部はどうしてゐるかわからないといふのがあなたのいまの立場です。刑事局長は知っているかもしれない。だから、あなたがいま答弁していることはあくまであなたの主観である。そうであるという推測である。これではどうも納得ができませんから、ひとつ刑事局長から委員長もう少し具体的にそのことをどう扱っているのか答弁をさせてください。

○政府委員(江口俊男君) 暴力団の現状につきましては、年に一回詳しい資料を配付いたしております。それからそのときどきの暴力団の実態の変化に應じて各都道府県間カードを交換し、

○政府委員(江口俊男君) 暴力団の現状につきましては、年に一回詳しい資料を配付いたしております。それからそのときどきの暴力団の実態の変化に應じて各都道府県間カードを交換し、

○政府委員(江口俊男君) 暴力団の現状につきましては、年に一回詳しい資料を配付いたしております。それからそのときどきの暴力団の実態の変化に應じて各都道府県間カードを交換し、

○政府委員(江口俊男君) 暴力団の現状につきましては、年に一回詳しい資料を配付いたしております。それからそのときどきの暴力団の実態の変化に應じて各都道府県間カードを交換し、

関係府県では関係の暴力団についてはそれで実態が一応わかり得る体制にあるわけであります。それに基づきまして、各署に対して、暴力団の専任員その他刑事の関係につきましては詳しく話をするわけでございまして。ただ、それがさらに末端の専任員以外の警察官に十分徹底しておるか申しますと、これはその必要のつどあるいは機会をとらえてやっておりますので、これが定期的にこなされておることはございせんが、必要のつどやるようにいたしておるというふうに聞いております。

○米田勲君 あなたの答弁の中に、形式的にそういうことはしておらぬ、事件の発生はつどそういうことをやるといったような意味の答弁がありましたね。あなたはそこを形式的だと判断をしておる。そこには問題があると思う。そのことはあなた形式的だと考へるのですか。今日の組織的暴力団の実態をあなた自身が一番よく知っているはずだ。だから、いまのあなたの発言の中にあった関係府県の警察本部が相互に連絡しているというだけでは、暴力団の活動の実態からいって即応できないでしょう。彼らの実態を知っているあなたでしよう。だから、ほんとうにこの対策に警察の全組織をもつて当たるためには、関係があるなしによらず、相手はどう動くかわからな

い。しかし、その動きの事実も幾つかあなたの方では明らかである。ですから、私はあなたの言うような考え方でなく、そういう実態を少なくとも都道府県の警察本部には毎月異動の状態を周知しているというくらいでしよう。そのあとをどうしているのですかという

のが私が長官に質問したことなんです。それに対してあなたは答えていない。あなたは何でも知っているような話だが、何も答えていない。そうしてそういう形式的なこととはどういうようなことを使っている。私は何が形式的なんだといいたい。事件が起こったときにはじめてそういう問題を周知徹底させるところに後手後手と彼らにやられてしまう。何が形式的です。もう一度聞きます。

○政府委員(日原正雄君) 形式的というの、ちょっとことばが意を尽くさなかつたやうでございまして。私は、むしろ日にちをきめてという意味ではないということでも申し上げたつもりでございまして。その点はそういう意味で、必要のつどあるいはそういう教養をする時間に十分やっておる、こういうことを申し上げておったわけでござい

ます。○米田勲君 しかし、警察庁のほうから各都道府県警察本部に対しては毎月暴力団の実態の変化している異動の状態を周知させているという答弁、これは間違いないんですか。それが間違いないとすれば、それを受けた各都道府県警察本部が自分の警察の末端組織にまでそれを周知徹底させる平常の体制は一体必要があるのかないのか、その点のあなたの見解はどうですか。

○政府委員(日原正雄君) まさにお話のとおり、署までの段階におきましては、ただいま申しましたとおりの通達が行つておるわけでございまして。ただ、それを刑事専門の者に徹底させておるはずと思いますが、それを駐在所、派出所にまで徹底しておるかという問

題につきましては、これは必要のつどあるいは必要に応じてやっておるということも申し上げたつたわけであり

ます。○米田勲君 あなたの答弁の中にも「はず」が出てきた。「はず」というのは、あなた、推測ですよ。長官の答えにも「はず」が出てくる。そうする

と、あなた方、なぜ率直に言わないんですか。都道府県本部まではわれわれは周知徹底させることは毎月やっています。しかしその後の指導については現在まではあまり具体的にはやっておらなかつたとなぜ言わないんですか。長官、あなたにお聞きします。なぜそういうことを率直に言えないのですか。そのことを必要あるなしはあなた方の判断でやっておるんであつて、私はそのことが必要だという主張だが、しかし、あなた方は、必要がない、そういう必要はなかつたから指導しなかつたという立場を明確にすればいいじゃないですか。理由なしにサボつていたわけじゃないんですから。

それでは、その次に聞くことがあ

る。なぜそういう指導が必要でなかつたのか、それを聞けば私ははつきりするんです。あなた方二人の答弁を聞いても、都道府県本部までは周知徹底している、毎月その異動は正確に周知徹底している、しかしその後については局長も「はず」と、知っていると

言つたが「はず」を使つてゐる。だから、そのあととはどうなつてゐるかわからな

い。これは一体どうなつてゐるんですか。○政府委員(江口俊男君) はずであるということ、まあ正直に言つてゐるのでありまして、みんなが私たちが指

示をいたしましたことを都道府県本部

長がそのまま実行いたしますれば、そういうふうになつてゐる。しかし、そう言つても、その最後に「はず」がつかうわけで、これをサボつておればやらないわけでございますから、私たちは私たち自身が直にやつてゐることをきちつと申し上げて、それから先のことはこういふふうになつてゐるということ

を言つてゐるんです。だから、私は、あるいは必要な場合に都道府県におきましてはそういう状態を下部に徹底させておりますと、こう申し上げて

いいと思います。それはなぜかと言

えば、暴力対策につきまして累次私たちが本部長会議等でも指示をいたしてお

ります。そのことはそういうことでござ

います。それから、それが行なわれてゐるはずだということも申し上げたのであつて、自分が見てきたやうなことを申し上げるのはいかかかというところで、そういうことを使つたわけでありまして、

ないものを想像してゐるわけじゃない

ございせん。○米田勲君 どうも妙な答弁になつて

きましたね。私がこの質問をしたのは、暴力団のリストは警察庁で各都道府県から集められたものを集約してリス

中なんだ。だから、私は、あなた方には異常な決意があらためて確立されているものだと思うのです。だから、あなたに、そのことについてどれくらい今日まで徹底的な指導を全組織に加えているのかということを確認したかったわけですね。ですから、ありのままを話していただければそれで私はいいいです。私はなぜかこういふことをしつこく言うかという、実際に暴力団の末端組織の不法行為が直接国民の日常生活を脅かしているからです。大がかりな事件はこのごろの新聞にあるように起きます。しかし、そのこと自体よりも、日常茶飯事の中に民衆の中に食い込んでおるこの末端組織の中で不法な活動を続けておる暴力団の問題について、十分に着目し、これに決定的な対策をとらない限り、あなたの方の降線を必ずたどらしてみせるという約束は現実の問題としてはあらわれてこないのです。だから、私はそのことを強調しているのです。そのことはわかるでしょう、長官。

○政府委員(江口俊男君) 十分わかります。

○米田勲君 それでは、次の質問に移ります。

警察庁は、六月十一日、国家公安委員会に対し、「最近……暴力団があいついで政治結社をつくり、政治の美名をかくれミノに」して活動をし、「資金集めをしやすくしている」という報告をしたと新聞は報道をしているのであるが、これは事実かどうか、そのことをお尋ねします。

○政府委員(後藤田正晴君) 先週の木曜日の公安委員会から報告をいたしました。ただし、ただいまお読み上げ

になった後段の部分はちょっとそういう報告をした記憶はございません。

○米田勲君 そうすると、この新聞報道は、あなたのほうの報告の——ことばはこれはもちろん記者の感覚でまとめ上げて書いたんですから、ことばどおりだとはこれは言えないと思ひます、当然。しかし、内容について違ひがあるのですか。最近……暴力団があいついで政治結社をつくり、政治の美名をかくれミノに」して活動し「資金集めをしやすくしている」、「こういうことばの報道を新聞で行なっているのであるが、こういう内容のものを国家公安委員会に報告をなされたのかどうか。それをお尋ねしている。違ふところがあれば、その中のこの部分は報告していないということをお明瞭にしてください。

○政府委員(後藤田正晴君) 若干のことばにニュアンスはございますが、そういう大筋のことは私から報告をいたしてございます。

○米田勲君 まことに申しわけありませんが、いまちょっと国家公安委員長の消息について理事から話を聞いておったものですから、あなたのほうの答弁を実は聞き洩らしましたが、はなはだ失礼ですがもう一度お答え願ひます。

○政府委員(後藤田正晴君) 若干ニュアンスはございます。しかしながら、大筋においてそのような報告を公安委員会に私からいたしました。

○米田勲君 それでは、その報告の文章は、文書でなされたのですか、口頭でなされたのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私の頭の中から申し上げたわけでございます。

○米田勲君 頭の中というのはどういうことですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 文書ではないということでございます。

○米田勲君 あなたは、文書で提出しなくても、いまそのときと同じことばをもってこの委員会にその報告をすることができませんか。

○政府委員(後藤田正晴君) 一言一句というわけにはいきませんが、大筋は間違ひなくお答えができます。

○米田勲君 それはおかし、そういう重大な国家公安委員会において暴力団の現に法案を審査しておる問題に閣連する重大な報告をするのに文書で報告をしなかつた理由をお聞きします。

○政府委員(後藤田正晴君) それでは、公安委員会の報告のやり方を御説明申し上げます。公安委員会には実は毎週一回定例がございます。で、その際に各課から一応取りまとめのできておるものについては資料で報告をする、書面です。したがって、出したものについてはあまり詳しい報告はしないで、骨組みだけを、こういうことでございまして、あとで資料をお読み願ひたいと、こういうふうな報告をするわけですね。それ以外のことで資料が時間的に間に合わなかつたとかいったことであっても、今回の公安委員会では報告するほうがいいのだと、こういう事項については、局長からそれを口頭で御報告を申し上げます。で、先般の新聞に出ましたのは、ただいま御説明申し上げました後者のほうのやり方で報告をしたものでございます。

○米田勲君 公安委員会に対する報告の慣行はわかりました。しかし、重大な報告をするのですから、印刷物を公安委員会に渡さないまでも、警察庁の側としては当然文書でもってまとめあげてそれを口頭報告という形をとっているものと推測されるが、その点はいかがですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 各課のほうから一応メモという形で私に提出がございまして、それによって報告をする場合と、そういうメモも何もないと、つまり各課の判断ではまだ公安委員会に報告しなくてもいいんじゃないかと、こう考えておるものがございます。しかしながら、局長みずからの判断で最近のこういう情勢は報告をしたほうがいいと、こう判断をしたものにつきましては、局長みずからが口頭報告をする。その際に、局長自身が紙きれにメモを書いておくこともございまして、書かないで報告することもある、こういうやり方をやっております。

○米田勲君 きたりについてはわかりました。しかし、そういう問題は、その後の記録として警察庁側としては重大な資料として残さなければならぬ、記録として、それをあなたがたとえその場所所原稿なしに口頭で報告をしたとしても、何月何日国家公安委員会にかかる報告をしたという記録だけは警察庁に残さなければならぬ、これは常識的に判断をしますが、そういうしきたりにはなっていないのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 国家公安委員会におきます各委員の発言、並びに長官、次長、各局長の発言は、すべて

て公安委員会の議事録として残してございます。

○米田勲君 それでは、あなたが頭でお考えになって報告をされたのですから、そのときに報告をなさった内容を、一言一句間違ひなくと言ひません、およそ正確なものをこの委員会ですべて発言をしてください。どのような報告をなさつたか。

○政府委員(後藤田正晴君) 最近の——暴力団ということばが適切かどうかは定義その他でやましい問題でございしますが、一応テキヤ、博徒及び青少年の不良団と、こういうような団体で最近組織が漸次大きくなり、また、広域化しつつある。同時にまた、系列化が行なわれつつある。その過程でいろいろなトラブルが最近起きております。これは一つの特色であろうかと思ひます。しかし、同時に、いま一つの特色といたしましては、これらの団体が政治結社としての届け出をやって政治活動をするものが傾向としてふえてきつつございます。こういう傾向に対しては、警察としても十分監視の目を光らせねばならぬと思ひます。そこで、これらの傾向がなせ出てきたのか、こういうことになりましたと、彼らの言い分では、やはりこれらの団体の構成員というものを漸次漸増をしていく必要があるのだというところ、また、最近の左翼の革命に対する危機感というものが一部の人間の中にある。そういう二つの、何と申しますか、これらの団体の人間の力というものをそういう際にたくわえておくといひます。そこで、これらの団体の綱領等を見ると、赤化の防止であるとか、共産

党の模範であるとか、こういった一応美名を掲げておられます。これらが表面的な彼らの政治結社を進めておる理由になつておるようでございます。しかし、最近のこういった団体に対する世間一般の批判が非常に強くなつておる、同時にまた警察の取り締まりも強化しつゝある、そういったことで、彼らは彼らなりにそういった彼らに対する認識を改めてもらいたい、こういったようなねらいも彼ら自身としては持つておるのではなからうか。同時にまた、資金を集めるといいますか、寄付を集めるといいますか、そういった一応の大義名分というふうなものも求めておるのではなからうかと考える。しかし、いずれにしても、警察としてはこれらの団体の表面の主張にとらわれることなく、あくまでもこれらの団体の実態に着目をして、そしてやるべき取り締まりをしっかりとやる、これが必要なことだと考える。以上のような説明をいたしましたのでございます。

○米田勲君 委員長にお願いをします。警察庁から国家公安委員会に報告をされたその報告の会議録の写しをぜひこの当委員会に資料として提出をしてもらえらうようにお願いいたします。いかがでしょう。

○委員長(中山福蔵君) 承知いたしました。その資料がございませうれば、御提出をお願いしたいと思います。

○政府委員(後藤田正晴君) 先ほど議事録は公安委員会のつど整理をしてあると申しまして、あるので書いてございませう。しかしながら、私が官房長をやつておりましたときには主任でありましたので、その内容を知つておるの

で申し上げるのですが、この議事録は、こまかく内容を書いてございませう。項目とほとんど一、二行、こういう件について何局長から報告があつて一同了承、こういうような形になつておりますので、その点をあらかじめ御了承を得ておきたいということ、出さぬかは一応公安委員会にお伺いをしたいと存じます。公安委員会が差しつかえないということでございますれば、お出しをいたします。

○米田勲君 いまの話は国家公安委員会が許さなければ出さないと結論になります。同じことを本人がこの委員会でも、ことばの端々までは同じでないまでも、それと大体同じことを先ほど発言しているわけなんです。それと間違ひなく私はそのことを国家公安委員会に報告をしたのかどうか、念のために調べたいこと、その内容についてもう少し分析をしてみたい箇所がありますので、それで提出を求めているのですが、これは当委員会の委員長の指示によつてその提出を求めることができませうか。

○委員長(中山福蔵君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記を起しください。国家公安委員会における議事録の何かでございましたら、できるだけ速急にお出しをお願いいたします。こういうことを私から申し上げておきます。

○政府委員(日原正雄君) 先ほど長官が事例として申しました東京のぐれん隊の幹部の事件でございませうが、私のほうの調査が十分でございまして、申し上げますと、一番最初の前列、これは昭和二十八年の九月二十一日の傷害、銃刀法で罰金二千元、それからその次に、二十九年五月十二日の暴力行為と傷害、暴行、それから二十九年九月十八日の暴力行為と恐喝、これが両方併合して懲役二年六月執行猶予三年、それから二十九年十二月十三日の恐喝は、お話がありましたとおり懲役二年、それから三十一年の二月の十九日恐喝で懲役六月執行猶予三年、こういうことに御訂正をお願いいたします。

○米田勲君 これは国家公安委員会と警察庁のほうの運営にかかわる問題で、この委員会が私どものこのと述べるのはどうかと思はれるので、私は率直にいま暴力団対策のことで問題を論議しているときだからあえて言わしていただければ、国家公安委員会に現状の暴力団の傾向のうち特に顕著な重大な動きについて報告をなさるのに、口頭をもつて報告をし、その報告の内容が警察庁に明確に記録として残らないというようなきたりについては、私は妥当でないという批判を持ちます。これは一連の暴力団の対策についてやはり綿密な体制を整える上からいつても、きちつと警察にはその記録を残しておく性質のものではないか。単に思いつきを言つたり座談的な話とは事違ふのですから、そういう処置をとることが大切なのではないかという批判を持ちますが、警察庁長官

はいかがですか。

○政府委員(江口俊男君) 私は、国家公安委員会につきましては、いわば事務局長というふうな立場にございませうが、御質問になりました時期におきましては、当委員会がございましたか、地方行政でございましたか、ずつと入つておりました、そのときのやりとりというものは私自身は座におられた関係で存じませんけれども、公安委員会のやり方は、もちろん決裁を受くべきものにつきましてはきちつとした書類で決裁を受けまして、さらに同じく暴力団対策でございまして、要綱等きちつとしたものをきめまして、書面によつて——これは決裁でございますが、いろいろな文章等あるいはことばの言い回しの強い弱いというふうなことにございましていろいろ御議論がございまして、慎重に御議論を願うのが大体の筋でございませう。しかし、それ以外に、そういうものと関連したり、あるいは書面を持たずに取り急ぎ申し上げるというふうなことを口頭で各局長が申すことも相当でございます。後藤田局長が先般の公安委員会でも暴力団の政治結社化という傾向についていろいろ情報を得ているものをまだまとめたない状態においてその方向をおそらく報告をしたという連絡をしたというふうなことはなからうかと、こう考えます。だから、公安委員会は、必ずしもそのことについては一回限りということでございます。また、書類等をつくり出す場合には書類で報告をするというふうなことも事後においてはあり得ることでございますので、この前の公安委員会ではただいま申し述べたような方向をとつ

たものだと思つておられるので、ちつとも軽く扱つておられるとかどうとかという問題ではございません。むしろ、とりあえずとか、あるいは取り急ぎというふうな感じの報告であつた私は了解いたしておきます。

○米田勲君 私は、あなたの方のやり方について、この場合は批判だけをしておきます。再検討をする必要があるのではないかと、こう思います。それではお尋ねをしますが、近く警察庁として整備をされた——整理と言つたらいいですね、整理をされたものを、つまり暴力団の最近における政治結社化の傾向について文書をもつて国家公安委員会に示さるべき近い時期に報告をする考えが現状あるのかどうか、それをお尋ねします。

○政府委員(後藤田正晴君) こういう傾向をもう少し全国的にしばらく模様を見まして、そういった報告を取りまとめて、文書にしてやる必要があるということであれば、その際に考えてみたいと、こう考えております。

○米田勲君 あなたの答弁を聞いておると、暴力団の最近における政治結社化の傾向はいまのところはまだ正確にまとめ上げて国家公安委員会に報告するような判断には立っておられないわけですか。

○政府委員(後藤田正晴君) いままでものにつぎましては、どういう組がどこでいつ届け出をしておりますと、こういった報告は、そのつどやるわけでございます。したがって、いま直ちに全国のものを取りまとめて報告をするという必要はなからう、先般の口頭報告で一応御了承を賜つておいて、もう少し全国の情勢も見まして、しか

るべき時期に、これは報告する必要があるということであれば、一切をもう一度取りまわして、その取りまわした上で公安委員会の資料として報告する、こういうようにしたいと考えております。

○米田勲君 そのあなたが報告した際に、国家公安委員会の中でそのことに関連し質問ないしは何らかの発言がありましたかどうか、それをお尋ねします。

○政府委員(後藤田正晴君) 本曜日に報告をいたしました。御発言は何らございませんでした。したがって、私どもとしては、私の考え方、つまり表面の美名といいますが、そのいかににかかわらず、私としては実体を見て、びし取り締まりをやりたい、こう申したことを了承を賜ったものと、こういうふうな理解をいたしております。

○米田勲君 これも国家公安委員会の批判になりますから、公安委員長がいないとこれはこの場所では留守の間では言いづらいのですが、国家公安委員会はだらしがない。そういう重大な傾向を報告されて、何らの質疑も意見も一言もなかった、聞き流しであったという形では、あなたの説明は、私に言わせれば、確かめなければならぬ。個所が何カ所ある、聞いておいただけで、それなのに、国家公安委員会は質問も発言も何もなかったということ、は、きわめて不満であります。私は先ほど法務大臣にも警察庁長官にもあえて言ったのは、日本の警察、検察の全組織が最近の巧妙になってきた組織的暴力団の暴力犯罪に対して徹底的ななにかえをとって、いらないという批判は、そ

ういうところにもうかがえるのです。現在この委員会では非常に問題になって真剣になって取り組んでおられる法律の改正案も、いまそのことが問題だからでしょう。そうすれば、私は、国家公安委員会のこの問題に対する関心のほどがうかがわれて、きわめて不満であります。これは、公安委員長がおれば、私は運営について傾向についてさらにお尋ねをしたいところですが、公安委員長がいないので、これ以上はこの場所では取り上げません。

○委員(中山福蔵君) ちょっと速記をとめて。

○委員(中山福蔵君) 速記を起こしてください。

○米田勲君 そういたしますと、国家公安委員長の今後の行動については、五時の委員長理事打合せで話し合いをしてきめまします、こういうことですね。ただし、委員長に言っておきますが、先ほどから私はあの人はいないためにそこで即答してもらえないものができるので質問の進め方に困っておるという実情だけは十分理解した上でひとつそのことを相談してください。

それでは、質問を続けます。警察庁長官にお伺いしますが、先ほど、口頭で局長のほうから国家公安委員会に報告をした内容はお聞きしました。局長も認めておられるように、この新聞に報道になったこれらの記事は、ことばはそのままではないが、内容としては大体当たっている、という答えもしているわけですね。そこで、私はさらにお尋ねしたいのは、あなたのほうでこういう発表をしているわけですね。このことに関連してありますが、警察庁の調

べでは、ことしに入ってから正式に政治結社の届け出をしたものが四団体、最近三、四年間に政治結社の届け出をしたものは十五団体のほり、届け出はしないが活発に政治活動を続けているものはこのほかに五十団体もある、こういうことを発表していることが報道になりましたが、この内容は、あなたの方のほうで発表をしたものに相違はございませんか、この発表の内容は、

○政府委員(後藤田正晴君) ただいまお読み上げになった最近の政治団体の届け出をした点については、そのとおりでございます。

○米田勲君 このとおりであるといいたしますと、この点を確かめたいのですが、さきに警察庁の調査発表によると、三十八年末における暴力団体の五千二百十六団体のうち、現在の時点において政治結社の届け出をしているものは何団体かということがあります。

○政府委員(後藤田正晴君) 私は、実は、ただいま御質問の五千何団体という資料は、私自身は持っておりません。したがって、どの程度のものが届け出しているのか、私自身ただいまのところわかりません。

○米田勲君 内容がわからなかったのですから、再質問します。私の聞いているのは、三十八年には五千二百十六の暴力団体が警察庁のリストに載っているわけですね。そして、先ほど言いましたように、警察庁の調べで、暴力団のリストに載っているもののうち、今年に入ってから四団体が正式に政治結社の届け出をしている、こう書いて、最近三、四年間に政治結社の届け出をしたものは十五団体のほりと、こうなっているの、その点の数字が

はつきりしなかったわけですね。そこで、私は、五千二百十六の暴力団体のリストに載っているもののうち、現時点において政治結社の届け出をすでに済ました暴力団体が幾つあるのですかという質問をしています。

○政府委員(後藤田正晴君) 私は、その五千二百団体というふうなのが、私自身にわからないわけですね。そこで、どういふふうにダブっておるかかわりませんので、その十五団体というものは、これは届け出をしているものから、これは私のほうから名前を申し上げても少しも差しつかえありません。

○米田勲君 そうすると、局長に聞きますが、その十五団体は、暴力団体であるとみなされていたものが政治結社の届け出をしたというのが十五団体ですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 先ほど御答弁申し上げましたように、私は、博徒、テキヤ、青少年不良団等の団体で政治結社の届け出を最近しているものが十五団体、こういうことでござい

○米田勲君 私の聞きたいのは、暴力団体のリストに載っているものが五千二百十六団体あるというの、警察庁の調べでもって発表されている。それを局長が知らないというの、どういふわけですか。長官、それは知らぬと言っているのはどういふわけですか。長官、お答えを願いたい。

○政府委員(江口俊男君) 先ほど申し上げましたように、従来、暴力団といいますが、暴力組織というのは、刑事局捜査第二課の所掌というふうに書いておりますように、刑事局で従来はすべて暴力団というものを扱ってきたわけでございます。ところが、いまも申し上げましたように、事は単にそういうものだけではなく、いま後藤田局長が言うたように、いろいろな名前を最近つけてカムフラージュしている面もあるということから、警備局も関係し、しかも青少年不良団というふうなのが暴力団の一つの予備軍みたいな感じになっていることから、これもやらにやならぬということで保安局も関係したというのが現状でございます。その基礎をつくったのは、現にいつて保存しておりますのは、本来の刑事局でございます。だから、刑事局長がまだ調べてなかったのは困りますが、五千何団体については政治結社の名になっているのが幾らあるかというの、そのものとリストをつくっている局においてはわかつてはいるはずでございますから、お答えをいたさせていただきます。

○米田勲君 私が長官に質問したのは、こういう質問です。あなたは先ほど五千何がしの暴力団体は、生感、活動から見ると、これはもうリストに暴力団体として載っているものだ、これは架空なものではないということ、明確になったわけですね。その五千何がしの暴力団体を長官はここで答えておいて、それが具体的に存在しているのだということがあるながら、その隣にすわっている警備局長がそれは知らぬという発言をするのは、われわれにとつては非常にとまどうのですよ。

警察の首脳部がそういうことについてすら統一した見解をわれわれに明らかにできないということになると、一体警察庁の内部はどんなことになってい

るのか。警察庁長官が確認をして委員会で答弁をしているその五千何がしについて、当然局長もそのことを知っており、そのことを認識しているという立場でなければならぬでしょう。それはよく知らぬということはおかしいから、あなたに聞いたんです。どうしてそういう発言が出てくるんですか。

○政府委員(江口俊男君) 先ほどから申し上げているように、五千幾らというリストをつくっておりますのは、刑事局でございますから、後藤田局長は五千幾らあるということはもちろん知っております。それから、そのうちのおもなるものについてももちろん知っておりますが、その個々の五千幾らの名前には自分では知らないから、そのうちの幾らが政治結社の届け出をしているのかはここで答えはできませんという意味の答弁をしたのだと私は思います。そのことを知っている者に答えさせてもらいたいというのが私の答弁でございます。

○米田勲君 長官、そう言っても、私は納得できない点がある。それはなぜかという、局長は国家公安委員会に暴力団の最近における政治結社化の傾向について報告をしている。だから、この五千何がしの暴力団のうち、これだけのものは現在政治結社の届けをした、これは届けはしていないがそれらしい活動をしているということは、リストをつくったかつかぬかによらず、自分でそういう報告をしているんですから、それがよくわからないで、そのうちのものなのかどうかかわらないという答弁は、おかしいんじゃないですか。長官の弁明は私は理解できないです。

よ。自分自身が、最近暴力団が政治結社化の傾向にあるということ報告している当人なんです。その十五団体というのは、この五千何がしの暴力団のうち十五というのか、もつとあるのかということがわからなかったから私は聞いたんです。そうしたら、五千何がしの暴力団のこととは知らぬ、こう言うから、警察機構の中はおいんじやないかという疑問がわいてきた。しかし、そのことを自分から調査をしなかつたからわからないのだ、それでそういう答弁が出たのだという、そういう説明は理解できない。みずから暴力団が政治結社化の傾向に偽装をしてそういう活動をしようとしているということを認識して、事が問題だからというので報告をしているのだから、それを暴力団の五千何がしはよくわからないということは変じやないですか。私の変に思っていることがおかしいのかどうか。そこら辺こんがらがらないように明確にしてください。

○政府委員(後藤田正晴君) ただいま私の知らぬところ申し上げたのが誤解を生んだ原因だと思ひますが、申しわけないと思ひます。私が申し上げている趣旨は、暴力団が五千幾らある、これは警察庁として刑事局で資料を整えておられるわけです。したがって、そういう名簿があるわけです。そこで、名簿を見れば、私はここで五千二百団体のうちどれとどれが届けをした団体かということをお答えができるのでありますが、そういう名簿がありませんので、お答えは私にはできないのだ、こう申し上げているわけでありまして、しかしながら、私は、最初から申し上げておりますように、博徒なりテキヤなり

青少年不良団のうちで政治団体として届け出をしているのが十五でございますが、名前はここで申し上げても一向に差しつかえはないのでございまして、こう答弁をいたしているのでございます。

○米田勲君 私は、なかつた承というか納得できない。それは、あなたは、暴力団のリストを見ればわかるのだが、それを見ていないから、こう言っているんです。そうしたら、あなたの国家公安委員会に報告していること自体が問題になってきませんか。暴力団の政治結社化の問題についてあなたは報告しているんですよ。現在まで暴力団とみなされ警察のリストにすでにそういうことが載っているものが、カムフラージュのために政治結社の届け出をした、こういう報告をしているのだから、名簿を見なければそれとこれとがどういう関係にあるのかわからぬというところであれば、そういう報告はあなたではできない、国家公安委員会に。そういうことになりませんか。

○政府委員(後藤田正晴君) なりません。○米田勲君 ならないというのはどういふんですか。はっきりしてください。○政府委員(後藤田正晴君) 私が申し上げているのは、国家公安委員会に報告したのは、すべて博徒、テキヤ、青少年不良団、こういった団体が政治団体の看板をかけてこういう動きが最近ございます、こういう報告を申し上げているのでございます。それが十五団体。したがって、その団体はこどもも申し上げても一向に差しつかえございません。

○米田勲君 テキヤ云々と、そう言っているが、しかし、そのテキヤ何々と云っているのは、警察庁の立場から見れば、明らかに暴力団のリストに載っているんじゃないですか。なぜあえてこれはテキヤ何々、あと言ったかはつきりわからぬが、テキヤということはあえて使つて、暴力団が政治結社の届けをしたということをや言ふことを避けるんですか。その辺が疑問なんです、私は。

○政府委員(後藤田正晴君) 私は別段避けても何でもないのです、事実博徒なりテキヤなりなのだからそう申し上げておるのでございまして。ただし、暴力団ということになると、これはいわけ何といふんですか定義が非常にやつかいでも私にはそういう問題である、こういうことで私はそういう名前を使わない、もともと使わない、こういうことでございまして。

○米田勲君 それでは、あなたの先ほどの報告の中に、暴力団の政治結社化の傾向ということばは使っていないのですか、どうですか。○政府委員(後藤田正晴君) 私は、その点については、お答えする一番最初にその点の私自身の考えを申し上げた上でお答えしております。○米田勲君 私は長官に異議がございします。あなたの方のリストに明らかに暴力団だというのが具体的に載つておる。それが五千何がしだ。それをあえて局長は、その中の何がしが政治結社の届けをしたにもかかわらず、暴力団のうち幾つが政治結社をしたという表現を避けようとしておる。なぜこういう避けようとする表現をしなければならぬ実情にあるのですか。私は先ほ

ど冒頭にこういう種類のことに触れましたから、繰り返しません、どうも局長の考へていることと長官の考へていることの間に、認識の上で何かの違ひがある。なぜそのことばを避けて、あえて別のことばを使つて政治結社の届けをしたと言いたのか。そうして、「最近暴力団があいついで政治結社をつくり、政治の美名をかくれミ」云々という新聞の発表は、それはおおむね当たつていふと云つておる。そうしたら、わざわざ今度私が聞いたときに暴力団体が云々ということばをことさら避けようとする理由がわからなくなるのです。何のためにことさらにそこそこへいつたときに暴力団体が云々ということが言えないのか、そこには大きな理由がある。その理由が、今日、私に極端させると、警察庁全体の姿勢が組織的暴力団体の防遏のために全力を尽くしていないという体制をいまみるんだ、局長のそういう発言から、重大な首脳部でしよう、警察庁の。それがあえてそういうことを言えないというのはどういうわけですか。

○政府委員(江口俊男君) 先ほど来申し上げるうちに、暴力団というものの定義がなかなかむずかしい。われわれの内部で取り扱ひとしては、集团的であるとか、あるいは暴力が常習的であるというふうなものを暴力団と称しておりますけれども、個々の具体の事件のとき以外はそれを暴力団と名前を言わないというのが一つの方針で、それは、その中にも暴力をふるわぬものの中に入つておる面もございしますから、そういうふうには扱はつておるのでございますが、それ以外にただいま

食い違いましたのは、博徒、テキヤ、青少年不良団体等で政治結社を名乗るのが最近こういうのがあらわれたというところを刑事局としては把握したのでございませうけれども、暴力団体として私たちのとらえておりますのは、団体数にして二〇%以上がその他というのになつておりますし、人数にして二〇%はおろか、相当数、大半がその他というの、一応暴力をふるう構成員が非常に多いという意味で暴力団組織とは把握いたしますけれども、正業を持つておる。たとえば港湾荷役をやる、あるいは土木をやる、興行をやる、風俗営業をやるというようなものでございまして、ただ、文字づから明らかに違法な組織である、団体であるというの、ここでは博徒だけでございませう。博徒は、もちろんこれはよくち自身が初めから禁止されておりますから、それで食つてゐるというの、それは違法でございませう、テキヤにいたしまして、暴力的な組織員が非常に多いことは事実であります、これもまた、暴力をふるわない限りにおいては、必ずしもそれに入つてゐる者が全部暴力団と言ふわけにはいかないわけでございますから、具体的には言つていない、こういうのが事情でございまして、ちょっと次元というか、刑事局でつかまえてゐる暴力組織五千幾らというものと、警備局で目をつけてゐる政治結社云々というものと、間には少しねらいが違ふということはあると思ひます。たとえば、刑事局のほうで暴力団だとかりに五千何百のうちに入れてゐなくても、警備局のほうでは、それがテキヤであるから大体そ

うだらうということ、あるいは政治結社を名乗り出すとそれも数に数えるというふうなこともこれはあり得ることでございまして、その関係は、私はその職務が専門として分かれてゐるという点から、ある程度は御了解できることだと思ひますので、御質問の全部の暴力組織の中で幾つが政治結社の届け出をしてゐるかという御質問でございませう、その暴力組織の全部といふものを一応把握いたしております刑事局のほうにお聞きいただければその数はお答えできると、こういうふうに申し上げてゐるわけでございます。

○後藤義隆君 ちよつと関連。

○委員長(中山福蔵君) 後藤君。

○後藤義隆君 いままでいろいろ答弁があつたのでありますが、これは警察庁の長官と警備局長と両方に聞くわけですが、政治結社の届け出をした十五団体は、五千二百団体の一部か、または五千二百団体以外のものか、それをはつきりさしたらわかるのじやないですか。中かどうかというのを……

○政府委員(日原正雄君) 先ほど来のお話を聞いておりました、暴力団で政治結社といふことになれば、これは当然入つてゐるわけでございます、それから博徒、テキヤ、青少年不良団などといふことになりまして、暴力団でないものもテキヤの中にはあるということでございますので、いろいろお話を食い違つたと思ひますが、結論を申し上げます、警備局長が話されてゐるような団体はすべて私のほうに入つております。

○米田勲君 私はずっと最初からたどつてきた質問のうち、いまごろになつて警察庁の首脳部の中に暴力団体なるものに対しての認識、統一した見解、これがないということが明らかになつてきたことは、きわめて不満です。局長でない者が発言するならしい。最高首脳部の間でそのことの認識が統一されてゐないといふことをはしなくもここに暴露してゐる、私はそう思ひます。委員長、どう思ひます。こういうことでは、これ以上聞いても何か不安なんです。だから、ここではつきりしなさい。五千人がしの暴力団といふのは、いま警察庁長官の発言にあらうな、警備局ではテキヤをやつてゐるので大体そうだらうと思つて云々なんという、そんなあいまいなことでもリストに載せたなどというのであれば、私はもつてのほかだと言ひたい。そんな不明確なものを、警察庁の首脳部の間でさえも統一した見解が出ないものを、何のために各都道府県に流してゐるのですか。そういうずさんなことをしてゐるのですか。あなた方は首脳部の間で見解が統一されないといふようなことは、私は納得できません。警備局であらうと何であらうと、首脳部の間でそういうことが統一されないのですか。ただ、私は、いま政治結社の届け出をした十五団体を暴力団体だとして公表することはいろいろの点で差しかつてゐるから云々といふのであれば、考えられないこともないです。しかし、明らかにごまかそうとしてゐる。私の質問に明確に答へれば、政治結社をしてゐるものは十五団体、それは現在まで警察のリストには明らかに暴力団体として載つたものが結社の届け出をしようとした、こう答へざるを得ない。それを答へようとしないうちに、答へたくないために、あえて暴力

団体でない、テキヤ、博徒、非行少年の団体だといふふうな別なことばを使つたところから、首脳部の間の見解に不統一なものがあるといふことが明らかになつてゐるわけですね。あなた方の首脳部の間でさえもそういう不統一であれば、何でこんな警察庁の堂々たるパンフレットに三十八年は五千人がしの団体、構成員にして十八万何千人がしの団体、構成員にして十八万何千人がしの団体、構成員にして十八万と載せるんですか、統一見解もないのに。これはたいへんなことですよ。無責任ですよ。少なくとも明確になつたかから載せてゐるものであつて、私はそこまですりやうな団体もあるであらうといふことはちゃんと前に聞いてゐる。だから、減るというよりは、むしろそれらもあつていけばもつとふえるのではないかといふことを聞いてゐる。しかし、およそ五千人がしの名簿に載つた暴力団体については、首脳部の間に意思統一が行なわれてゐないといふことは解せない。そう私が思うのは無理ですか、長官。

○政府委員(江口俊男君) 暴力団体といふのは、自分から暴力団体と、こう言つてゐるのもちろんございませうから、私たちはその組織の中の構成員の多くが常習的に暴力をふるつた実績がある、あるいはおそれがあるといふものをつかまえてこういう数字を出してゐるの、ございまして、これがとくに流動する。ただいまおつたように不明確な点もあるから、外には名前を出さないで、私たちが用心をする対象としてつかまえてゐるの、これこれだ、こういうわけでありませう。テキヤにつきましても、先ほど申し上げたように、相当数のものが

もちろん暴力をふるいますけれども、正規なテキヤといふものもあるわけでございます。これは暴力をふるふなければ暴力団の中に入れるわけにはいけません。それから暴力団に入れておられますが、その他といふものの中には、相当数暴力をふるふもの、いわゆる正業に従事してゐるものもありませうから、そういう者の名前を一々あげるわけにはいかない、こういう意味で、私たちは、何という団体が私たちのいう暴力団であるといふことをここで公表しないという立場をとつてゐるだけでございまして、幹部の間には暴力団といふものはこんなものであるといふことの認識に食い違ひはございませう。

○米田勲君 私は、長官のいまの答弁がありました、納得ができません、この委員会の運営から考へて、これ以上この場所での問題を説明するのは、あつたやうな態度であれば、相当時間がかかりませう。これはひとつ留保しておいて、次の亀田さんの質問中で解決ができるか、さもなければ私のこの後における発言の機会に解決をするか、そういうことをしたいと思ひます。いづれにしても、私は長官にはつきりこの際申し上げたいのは、暴力団体をだんだん追及していくと、あなたのほうではどうもあいまいになつてくるのです。しかし、私は、警察庁がリストにあげる限り、その団体の生態と日常活動の多くを調べた上で、これはまさに暴力団体の性格であるといふことを自信をもつて数の上に数え上げてゐるもの、だと思ふ。そんなあいまいな、やるかやらないかわからないものまでもこの五千人がしの団体にあげたとはい思

わなないのです。それだけに、私は、いろいろな発言を長官がして、その暴力団体としてリストに載っているものまでも何かしら不明確な生感であるような印象を与える答弁では、納得ができません。もっと明確にしておいてもらいたい、すべきである、こういうことだけひとつお話をして、このことについては質問を留保します。

その次に進みます。これなら答えられますか。暴力団のうち、いまだ政治結社の届け出はしていないが、政治的な活力をいろいろな面で行なってみようとしているという傾向のものが幾らあるということは明確に言えますか。これは五十団体と言えのじやないですか、どうですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 博徒、テキヤ、青少年不良団等最近政治的な活動を始めておるものが五十程度あるということとは申し上げることができません。

○米田勲君 私、あの人の発言が、耳のせいか何かよく聞きとれないんです。だから、もう少し委員長、はっきり答えるように注意してください。これは要望です。

さらに朝日新聞に報道されている記事を見ますと、こういうことがこのことに関連して書かれています。これらの暴力団の政治行動は、ばくちその他の不法行為では十分な資金の獲得がしづらくなったので、もっともらしい政治運動に名をかりて国や地方の政治勢力と結びつこうとしているのであると警察庁では説明している、こういうふう朝日新聞が報道をしておりますが、この報道は一言一句間違いないかとは

聞きませんが、内容においてほぼ間違いないのかどうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(後藤田正晴君) この団体が国の地方の政治云々、こういうお話でございますが、その点は私は少し見方が違っております。政治的な目的を掲げていろいろな活動をするということですから、最近のいろいろな政治問題に首を突っ込んできているいろいろな発言をするということは、これは当然にやるわけでございますが、そのことと国や地方——いまちょっと聞き漏らしましたが、政治家そのものと一緒になつて云々ということになつてくると、私はそこは少し違ふのじやなからうか、こういうふうに見えております。

○米田勲君 あなたのいまの答弁だと、この朝日新聞の報道は、一部正確であるが、一部は警察庁で説明しないことがつけ加えられている、こういうことになりませんか。これはあなた責任を持てますか。朝日新聞の記者は、この最後に警察庁ではこう説明しているとわざわざ述べているんです。だから、私は、権威ある新聞社の第一線記者諸君が警察庁で言ひもしないことを自分勝手にでっち上げてこういう重大なことを報道するはずがないという私の認識です。ところが、あなたは、いまの説明だと、国や地方の政治勢力と結びつこうとしているのであるという警察庁の説明は事実と反している、そういう説明はおかしい、こういう答弁ですか。重ねてお伺いします。それは事実か、朝日新聞の報道が間違いかということをはっきり言ってください。

○政府委員(後藤田正晴君) 国や地方の政治勢力に結びつこうと彼らがしている、それはまさにそういうことは彼らがやっております。しかし、先ほど私が答へたのは、現状でそれではそうなるか、つまり彼らは院外団的存在になつておるかということになると、そこまではいっていない、そういうことでございます。

○米田勲君 人が聞きもしない要らぬことまで先走りして答へる必要はない。私はそんなことを聞きませんでしたか。聞いたことに答へない。何でもか。院外団のことを聞きませんでしたか。朝日新聞に報道されている国や地方の政治勢力と結びつこうとしているのであると、うのは、彼らが結びつこうとしているのであるということ。子供でもわかるじやありませんか。その報道は警察庁はそういうふうに説明していると報道しているが、それは事実かと聞いています。事実なんです、結局は、いろいろなことを言うが、国や地方の政治勢力と結びつこうとしていると警察庁では説明しているという朝日の記事は間違いないのです。

○政府委員(後藤田正晴君) 彼らが努力しておるという意味においては間違いないでございます。

○米田勲君 あなたの姿勢にはけしからぬところがあるぞ。先ほどから納得のできないところがあります。こんなことをなぜ変に答へしなさんならんのですか。院外団のことなんて聞きもしないことを、わざわざ先走って、それはやっていない……。あなたの頭の中には何かしらわれわれの割り切れないものがある。頭をかき上げる必要はないで

すよ。おかしいよ。そういう首脳部からだめなんだと言いたい。私は長官にお聞きします。この局長ではだめ。警察庁ではこう説明をしている、つまり、これらの暴力の政治行動は、ばくちその他の不法行為では十分な資金の獲得がしづらくなって、もっともらしい政治運動に名をかりて国や地方の政治勢力と結びつこうとしているのであると警察庁では説明している、こういう報道があるんだが、これは事実ですか。あなたからお聞きします。

○政府委員(江口俊男君) そういう内容が事実であるかという御質問か、あるいはそういうふうに警察庁が説明をした事実があるかどうかということでございます。……

○米田勲君 その二つです。

○政府委員(江口俊男君) 内容につきましては、ただいま局長から答へましたとおりでございます。……、そういう説明をしたかどうかということにつきましては、私は、御存じのとおり、ほとんどこちらに詰めておりますので、私自身は説明をしたことはございません。しかし、その係でそういう説明をしたこともあろうかと思ひますが、これはした事実があるかどうかは私は存じません。

○米田勲君 それでは、長官にあらためてお聞きしますが、この朝日が報道している警察庁が説明しているといういま私が読み上げた内容について、長官は現在の傾向を見てどういう認識を持っているか。あなたが言ったんじやないから、今度はあなたの認識です。あなたはどうか認識をしていますか。

○政府委員(江口俊男君) 私もそういう傾向はあるというふうに認識いたしております。

○米田勲君 やっぱ長官だけあってはつきり答へている。あの局長はいかに。余談にわたりましたが、国や地方の政治勢力と結びつこうとしておるといふこの警察庁の見解は、私はやはり注目すべきことだと思ひます。そこで、さらに一歩突っ込んで長官にお尋ねしますが、暴力団のこの傾向、国や地方の政治勢力と結びつこうと彼らが作法的にしておるこの傾向は、一体国や地方のどういふ政治勢力と結びつこうと彼らはねらっているか、警察庁はどう見ているか、これを聞きしたい。

○政府委員(後藤田正晴君) まず、地方の場合ですが、地方の場合ですと、それらの団体のいわゆる顔役と申しますか……

○米田勲君 ちょっととはつきり言ってください。

○政府委員(後藤田正晴君) 顔役ですね、顔役。顔役がみずから選挙に出ていく。これは、したがって、こういう人は保守の系統のあれとして出ていく場合が多いと思ひますが、そういう要するに政界に進出をしていくというわけですね、地方政界に。それからまた、地方団体の首長等に選挙その他の場を通じていゝんなところで近寄つていこうとする。国の場合であれば、やはり政治家に漸次近寄つていこうと彼らが努力をしておる。これは別段そういう努力に確証がござんたというほどのものはござんませんが、大体私どもの情報線ではそういう動きが彼らの中に濃厚に最近出てきつつある、そういう

ことでございます。

○米田勲君 率直に答えてください

よ、私は同じところでがんばる気はないんだから。はっきりさえて言ってくれればいいんです。あなたらは、お二人とも、最近の暴力団の政治行動は国や地方の政治勢力と結びつこうとしておる傾向がある、これはお二人とも認めておられる。そういう認識に立っている。そうでしょう。そこで、私は、国や地方のどういふ政治勢力と結びつこうとしているのかということをお聞きしているんですよ。このことは、そんなことをあばいて云々というふうには、どうか考へるか知らんが、私は、そういう傾向については、彼らが働かかけてくるんだから、大いにそういう立場にある者は警戒をしくちやうと考へておる。だから、彼らはどういふところをねらって、どういふ国や地方の政治勢力と結びつこうと働かかけているのか、その傾向を認めているんだから、具体的に言うならどういふ政治勢力だ、それをはっきり言うってほしいんだ。あなたの答弁にあるような、政治家に結びつこうとして努力しておるか、地方の顔役に結びつこうとしているとかいうことは、私の質問外のことだ。そんなこと聞きたいんじやないんだ。中央、地方の政治勢力と結びつこうと彼らはあせっている。そういうことを働かかけようとしている。その政治勢力とは、一体、中央、地方を通じてどういふ政治勢力なのか。どっちの方向に向かつて働かかけようとしているのか。めくらめっぽうに八方に働かかけているのではあるまいと私は思うのです。だから、その傾向をあなた方が率直に言うことは差

しつかえんないんじやないですか。何々の党と言う必要はないのです。そうでなくたって、傾向だけは、彼らの行動なんですから、その党のことじやないんですから、はっきりあなた方の見解を示していいんじやないかな。国や地方の政治勢力と結びつこうと彼らは最近しておるということは認めているんですよ。その次が言えないはずはない。そうでしょう。どうぞよろしく。

○政府委員(江口俊男君) 党の名前だけじやなしに、党に属する何の何がし

というところまでもちろん内容としてはあるわけでございしますが、いずれも情報の段階でございしますので、ここで具体的にどういふ方向だということをお聞き上げたい。段階じやないかと考へます。(何で言えないんだ)と呼ぶ者あり)

○委員長(中山福蔵君) 静粛に願います。

○米田勲君 どうして警察局長官とも

あるう重責にある人が、その一歩突っ込んだ私の質問をあえてそれとなくさるのですか。それが問題だとまた言いたいんだ。私はそのことはあなたに傾向として認めていると思うのです、ちゃんと。それを言わないだけなんだ。知らないんではない。まだ明確でないから答えられないというようなことと言ふものではない、これは。そんなことでこの場所をごまかして——私に言わしたら、あれですよ、ごまかしで、私の質問を次に移させようとする、そういう考へ方を私は問題にする。だから、姿勢がおかしいんじやないかと言いたい。あなた方は、国家公安委員会に、口頭であるうと何であるうと、そういう傾向がいま顕著だとい

う報告をしている。報告をするからには、それは重大だ、今後の対策として重大だと認識したから報告している。そしてまた、新聞社に対してそういう傾向があることを話している。それは認めた。そこまではっきりしているのに、国や地方のどういふ政治勢力と彼らは結びつこうとあせっているかということが言えないというところはあり得ないでしょう。言わないんだ、それは。言えないんじやなくて、言わない。言わない理由をはっきりしてください。そうすれば私は下がりますよ、言わない理由がはっきりすれば。なぜそんな傾向をあえて言えないのですか。

○政府委員(江口俊男君) それは、先ほ

ども申し上げるように、まだ情報の段階だということ、警察の職務が、犯罪がありあるいは犯罪の起こる可能性がある、これを予防するといふ二つの仕事に限定されている関係で、現在はその二つの段階のところで入っている、というものが現状でございします。言えないわけでございます。

○米田勲君 頭のいい長官がいまに

だから、どこと結びついているかなどというようなことではない。そういう傾向はどういう政治勢力と結びつこうと彼らは努力しているかということをお聞きしたい。この場合に、犯罪がなかったとか、犯罪の起こるおそれがないからそこまではまだ確定しない状態だとかいう答弁は、それは筋違いじゃないですか。この場合は、そんな犯罪とか犯罪のおそれあるなどということとは問題ではないんですよ。そういう傾向はどちらのほうに向かつて、どういふ政治勢力の方向に向かつて結びつこうと努力しているのかということをお聞きしたい。いんじやないのですか。そうすれば、既成の各政党は、その暴力団の傾向を排除するために今後努力していけばいいということになる。それがなぜ明確に答えられないのですか。私はどうもここに至って馬脚をあなたはあらわしたと言いたいのだが、どうですか。

○政府委員(江口俊男君) そこでお読

み上げになりましたような程度を現在の警察として言える限界でございまして、それ以上具体的に西とか東とか言う段階じやないというふうには判断しておるわけでございします。

○米田勲君 これは私は不満だが、理

事同士の打ち合わせの時間もだんだん迫ってきたので……(どの党と結びついていると言えはいいいじやないか。はっきりしてくれ)と呼ぶ者あり)

○委員長(中山福蔵君) 御静粛に願

います。

○米田勲君 これを繰り返して言つても

は別に今後私に発言の機会を与えてもらってこのことは究明しなくちやならぬ。私に言わせれば、その傾向はわかりますよ、しろうとでも。そういう傾向については厳戒しなくちやならぬ、厳に警戒をせなくちやならぬということまでつけ加えて私は言えるのですよ。それが警察局長官は言えないということに今日の問題がある。それだけ指摘しておきます。

そこで、別な角度から質問を進めます。問題はあとの方に譲ります。国や地方の政治勢力に結びつこうとする暴力団体の政治行動は、資金獲得のための一つの有力な手段だというのがやはり警察庁の統一した見方であると、こう私は判断をするわけです。これは、先ほどの答弁で、いかなる政治勢力だという段になるとどうもはつきりしないだけであって、ここまではつきりしている。資金獲得の一つの有力な手段——このほかにも目的はありますよ。ありますが、その有力な一つの手段としてどういふ傾向をあらわしてきた。この傾向は、私に言わせると、最近突如として起こってきた傾向ではない、こういうふうには判断をされている。この点は長官いかがです。最近突如としてどういふ傾向があらわれてきたんではない。

○政府委員(江口俊男君) まあ程度の

差はございまいしょうけれども、これは前からあったと思います。しかし、最近そういう傾向が強くなったというのは事実であるうと思ひます。

○米田勲君 私は、暴力団の対策につ

いては総合的な施策を進める必要がありすが、そのうちの重要なポイントの一つは、彼らの活動する資金源を断

ち切ることが一番という重要な一つだと思つておるのです。資金を得ようとして彼らは不法行為をやっている、暴力犯罪をやっている。ですから、その資金源を断ち切るということが非常に大事な着目しなければならぬ一つだと思ふ。そこで、いま問題になつてはこの資金ルートのことで、これは私はこういうふうな申上げたい。新聞やその他の報道を通じて感ずること、最近突如として起こつた傾向ではなくて、これは数年前から、保守系の特定の政治家と、こう言つておきましよう、保守系の特定の政治家と暴力団の結びつきがたびたび問題になつてゐるんです、今日まで。事実であるなら別にしてです。それが国民の間でも問題になつてゐる。報道機関の中でも問題になつてゐる。そこで、私は端的にひとつお聞きしたいんですが、こういう保守系の特定の政治家と暴力団の結びつきが各方面で今日まで問題視されてきたのであるが、あなたの方で調査内偵して現在まで得た結論では、そういう事実が相当深く究明されてゐるのかないか、確かにそういう傾向は現実にあるなどというところまで突き詰めて調査内偵をしたかどうか、これをお尋ねします。

○政府委員(後藤田正晴君) 仰せのように、資金源を究明するということが即これらの取り締まりを徹底する、こういうことになるわけでございます。その中で、私どもとしても資金源の究明には非常に力を入れておりますけれども、御承知のとおり、資金の動き、金の動きというのは、いかなる場合においても一番究明が困難な問題でございます。で、まあこういういったものに金が

出るといふ場合には、どちらかといへば、主義主張に賛成して出すという方はこれはおそらくありません。やはり、何といひますか、いわば被害者の立場というもののほうが多い、こういうふうに思ひますが、御質問の特定の保守の政治家から云々という点につきましては、今日までさような事実はございません。

○米田勲君 あなたの方の警察機構の全力をあげて内偵調査して、今日までの中で一件もこのことが突きとめられないんですか。私は非常にそれを疑問に思ふ。これは国民の中の全く常識化している問題です。ある特定の政治家と暴力団とが結びついている。そこで金銭の授受をしたかどうかということまではわからなくても、その他の行動で——これは亀田委員がもちろん取り上げることになつておりますが、具体的にその結びつきが明瞭に指摘できるまでにしろとのわれわれでさえもわかる。事実を確かめることができてゐる。それなのに、専門に仕事を担当している警察庁の組織の中で、その警察当局の組織の中で、特定の政治家と暴力団が結びつき合つてゐるという事実を全く今日まで内偵できなかったということは解し難い。長官、それは事実ですか。(無能じゃないか、事実として。そんな無能じゃないはずだよと呼ぶ者あり)

○政府委員(江口俊男君) ただいまお答えしたのは、特定の政治家から特定の暴力団に金が行つてゐるかどうかという点については、いままでのところそれをはつきりとさしたたはなという答えをしたのでございまして、おっしゃる意味は、そういうこと

のほかに、暴力団が主として関係をはたします特別な営業等に特定の政治家が名前を連ねるとか、あるいはいろんな儀式だとかに出席されたとかという事実はもちろん知つております。

○米田勲君 そういう事実は、特定の政治家と暴力団が結びついているのではないかと疑義が起こりませんか。

○政府委員(江口俊男君) それはもうはつきりと目に見たとおり、その団体とその政治家は仲がいいということはよくわかります。

○米田勲君 私は仲がいいというのはどういふことかわからぬが、結びつきとあえて言つてゐるのは、それは認めませんか。

○政府委員(江口俊男君) その結びつきというところは、その特定の政治家からその特定の暴力団体に対して金銭的な援助があつてゐるという点まではわからないので、ただまあ仲がいいといふことは十分わかります。

○米田勲君 私は、金を渡したか渡さぬかといふことについては明確にとらえることはできなくてもちゃんと前置きしてゐるんですよ。そういうことは明確につかめないまでも、特定の政治家と暴力団との結びつきをいままで一件も内偵することができなかったかと質問してゐるのです、そのことに疑問を持つから。警備局長は、それはいい、いままでのところ明らかでなかつたと言ふから、そういうのは非常識だといふんです。私はその金銭の授受がある特定の政治家と暴力団体がやつたといふことは言つてゐない。そのことはつかまぬまでも、いろいろな状態を——これは特定な状態をいま

はさしません。これはあとから亀田さんがおそらく取り上げるだろう。特定の状態を幾つかとらえて、それでその後の行動を総括的に判断をして、いまの警察機構の中でそのことが具体的に内偵できないというのは嘆かわしいです。そんなことで暴力団の一体対策が、あなた先ほど約束した必ず下降線をたどらしてみえますなんて大言壮語ができますか、そんな判断で。私は、特定の政治家はだれだなんて、そんなやばなことをここで聞こうとしませんよ、いまは。しかし、そういうことは内偵の結果はぼつとされてゐます、しかしまだ公表の限りではない、こういうふうな言へば、それで私はその個所は納得するのです。ただ、はつきりしないのだ、いまの段階ははつきりしないから言えないのだと、こういううなことを言うから、警察組織をあげてそういうことを内偵してもただの一件もそんな結びつきがあげられないのか、確認ができないのか——検査という意味じゃないですよ。そういうものを確認するその力さえもないのかという情ない状態を見たから、それで私は長官に聞いてゐるんです。それは、内偵の結果、相当程度明らかになつてゐるものではないのですか。相当程度明らかになつてゐるのだといふことを答えてくれれば私は前に進みますから、いかがですか。

○政府委員(江口俊男君) ただいまおっしゃるような意味合においては、これは私たち警察が能力があるなしにかかわらず、相当のことはわかつておるわけでございます。

○米田勲君 それをあなたあつさり言われたほうがいいです。何もそれを言わ

ないで固執しておつたつてしようがない。そういう結びつきがあるということは、おそらく警察機構の中である程度明らかになつてゐる。その中に、明確にあげることができないまでも、この両者の結びつきの中に資金の問題が当然からんでゐることが推測される。したがつて、暴力団対策のうち重要な一つの柱である資金ルートを断つという対策についても、これは今後重要な、着目すべき要件の一つだ、こういうふうには私は思ひますが、長官はいかがですか。

○政府委員(江口俊男君) そこまでいきますといふと、それがどういふ形が出るかといふことによつて違ふのでございまして、暴力団といへども、正規な収入をあげて正業に移らないうなぬものでございまして、この資金源といふものの中で違法なものを断つといふのが私たちのあれでございまして。まあ全部断つてしまつちや困るわけですから、いまの政治家との関係でも、政治家が自分の金で、しかも暴力組織でも、暴力といふことじやなしに、正業につくといふようなことに応援をされるというやうなことであるならば、これはもう断つたらむしろ困るわけでございますから、私は金が動くといふことについて、一切それはいいけないといふことは言えないと思ひますが、まあおのずから金の授受が違法であるかどうかといふことで、私たちはそれがいいことであるとか悪いことであるとかいふ判断をしないやうな、こう思ひます。

○米田勲君 警察庁長官がこの法務委員会であつたいまのような発言をしたといふことは、暴力団と、これと結びつ

く傾向を強くしている特定の政治家は、安心をし、喜ぶであらうと思う。そういうことをこの場所でする言説するのは、不見識きわまる話ですよ。何ですか。いまの正業にしようとする者の資金源まで断つわけにはいかない。一体、暴力団の性格や内容を熟知しているんですか、長官は。何を言っているんですか。金を人からもらうときに、おれはこれをもって暴力犯罪をこれから犯すべき手元を握うなんて言うばかりがいますか。そんなあほうはいませんよ。あなた方は、いろいろ暴力団体と目されるものの生態や活動をつぶさに内偵して、その具体的に起こった暴力事件を通して、この団体は暴力団体だと認定をしてリストに載せているのですよ。だから、その団体に金を流すということは、あなたの言っているような、正業にしようとする者に金を流すことは断つことができないから、ある特定の政治家がその暴力団体に金をやることは必ずしも不当でないという論をもしするならば、これはあなたにやめていただくべきかならぬ。そういう最高責任者の感覚であれば、暴力団の掃蕩は不可能ですわ。私は、そういう認識をしておる警察庁長官の指揮下にある日本の警察だから、今日累増しているのだと言いたい。もっと明確にしないさいよ、態度を。何がその正業にしようとする者に資金を渡さぬこととはそれはうまくないという発言をあえてここでしなきゃならぬのですか。暴力団体に対してその活動を間接的に援助をするようなことになる資金ルートについては、徹底的に——これは不法なものはもちろんですよ。合法化して流そうとしていることについても、

当局としては、それが検挙できるかどうかは別にして、十分着目して対策を講じなければならぬというぐらいの認識を長官が持っているべきですよ。妙な答弁をしていただけに期待を裏切ることなかれですよ。どうですか、もう一ぺん答えてください。

○政府委員(江口俊男君) 私がおうとした意味は、暴力団というもののうちで、特にこの表にありますがその他というのは、一応の正業を持っておりまして、先ほど申し上げましたような土建だとかあるいは港湾荷役だとか興行とかいう正規な収入で人に迷惑をかけずに立って行くようになるのが暴力団の行くべき道だと、こういうふうな思いをしますが、同時に、いま私よけいなことを言いましたが、ある事件を起こしまして相当な者がやられると、やはりこういうことはいけないということとで一種の正業を考えた例もあるのです。そういう者に、それじゃ自分の力でやれと言つて、まあできれば一番いいのですが、ほんとうにそういうものがあるならば、暴力団でなくなるためのものであれば、それまで悪いということとは言えないということを言うたのですけれども、あなたの言っているように、暴力団というものの性格が——そういうものは万に一つあるかも知れぬけれども、実際上はますます暴力団をつのらせるだけだということについては、認識が同じですから、十分厳戒して、その金銭というものがもしも違法なものにわたりますれば、いつでもそこまで取り調べ、捜査というものが進み得るように私たちは考えているというのが現状でございます。

○委員長(中山福藏君) ちょっと米田君、時間が……。

○米田勲君 わかります。

私は、あなたに、きょうは言うことだけ言っておきます。あなたのきょうの答弁していただいた全体を通じて、信念と気魄がない。一貫した信念がない。それが警察庁長官であつたというところは、私は非常に失望をしております。私はいままでこれだけ原稿を用意をした。質問を終わつたあとこれだけある。しかし、委員長理事打合会の話か、理事同士の相互の話かわかりませんが、私の質問は五時までで中断をしようとしたが、自後亀田議員の質問に切りかえさる。これは、これから、これを見たらええばかりです。具体的に暴力団が日常活動の中でこのようにしておるのに対して、警察官がどのように活動をしているといふことを一々取り上げて、徹底した対策がとられていないということとを立証したかった。しかし、委員会の運営の都合もありまして、あえて自分の発言だけを固執して、中断されるのは困るというので、これは以上やることはどうかと思うので、私は、きわめて不満であるが、いまの質問は、これを残して中断をいたします。

ただし、私は、委員長並びに与党の理事にお願いをしたい。私は先ほど来多くの質問をして答弁を求めましたが、私は、今度の法案の審査に対しては、隠し看板でない、真剣でありまして、私の質問の中には、何一つ時間をかせぐためのものはありません。私は信念をもって言えます。これから明らかにしようとするこの原稿も、いままでのことと同じであります。ですから、けさの新聞やラジオで報道されておるように、本日、何か与党の諸君は質問を打ち切るような動議を出してこの委員会を強行突破しようといううわさをしておるが、そういう無法なやり方はうまくない。私にやはこのことを明らかにさせる時間を与えて、そしてこの法案の始末を堂々とつけるべきである、そういう委員会の運営に努力すべきであるということを重ねて強調しておきます。委員長や理事の諸君の善処を要望して、質問を中断いたします。

○委員長(中山福藏君) ただいまの米田委員の御意見、承っております。この際、暫時休憩いたします。午後五時四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第二七八六号)(第二八一八号)(第二八三一号)(第二八三七号)(第二八三八号)
- 一、水戸地方法務局出張出張所存置に関する請願(第二八一七号)
- 一、不動産の所有権移転登記に関する事項の税務署に対する通知業務反対の請願(第二八五六号)

第二七八六号 昭和三十九年五月二十九日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願 請願者 東京都北区神谷町二ノ

一八ノ五 五味廣給外 二百三十名

紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二八一八号 昭和三十九年六月一日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願 請願者 埼玉県浦和市大字大谷 田八六〇 伊藤二郎外 百六十九名

紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二八三一号 昭和三十九年六月二日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願 請願者 東京都杉並区上高井戸 五ノ二、二一〇 佐川 峻外八百九十七名

紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二八三七号 昭和三十九年六月二日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願 請願者 東京都北区赤羽台一ノ 一公団住宅一八一三〇 六 絹川勇外三十六名

紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二三八八号 昭和三十九年六月二日受理

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案反対に関する請願(五十二通)

請願者 東京都北区浮間町二ノ

一〇ノ六 浅井清外二
百八十二名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一九五七号と同じである。

第二八一七号 昭和三十九年六月一日受理

水戸地方法務局出島出張所存置に関する請願

請願者 茨城県新治郡出島村

長 金塚豊外二名
紹介議員 郡 祐一君

水戸地方法務局出島出張所を土浦支局へ整理統合することなく、現在のまま存置せられたいとの請願。

理由

一、出島出張所存置の請願は、第四十三回国会に参議院で採択され、法務局の出張所の統合については、交通の利便その他諸般の事情を考慮に入れ、関係市町村の理解のもとに、これを適正規模の出張所に再編成しようとしているのであり、出島出張所の統合についても周囲の状況を十分検討の上、慎重に処理したい。との処理経過報告が内閣から提出されている。

二、しかしその後の情勢は、工場誘致等による農地転用並びに所有権移転登記や農業の構造改善事業及び農地集団化事業の登記等登記事務は、ますます増加の傾向にあり、本出張所

の必要性はいつそう強くなっている。

三、土浦支局へ統合されると、村内の旧佐賀村や旧安飾村等から土浦市までは五里以上もあるもので、地域住民の負担ははなはだしく増大する。

四、村内の神立駅付近は、茨城県開発公社が工場用地として大規模の買収を行ない、工場の建設や住宅の新築等が進み、急速に発展しているの

で、登記事務の件数も増加の一途をたどっている。

五、農業構造改善事業について、本村も昭和三十七年度から政府の指定を受け、農地の基盤整備事業を進めているが、本事業は完了と同時に土地改良の換地登記や、道路の拡張新設、河川改修のための農地転用等の登記事務を進めなければならず、昭和三十九年度から登記事務は大幅に増加する見込みである。

六、本村では昭和三十九年度から農地集団化事業を進めてきたが、農地の交換分合事業の登記事務が山積し、未登記の分及びその付帯する前提登記も合算すると四万筆にも達しているの

七、本出張所の統合は、出島村発展のため重大な影響を及ぼすので、村民全

部(三千五百四十六名)が署名の上、存置を要望しているものであるから、水戸地方法務局のこのような不合理な計画が一方的に強行されないよう特段の配慮をせられたい。

第二八五六号 昭和三十九年六月四日受理

不動産の所有権移転登記に関する事項の税務署に対する通知業務反対の請願(五通)

請願者 静岡市末広町一二六

中村利子外二百四十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第三十一号中正誤

ベジ段 行 誤 正

二 三 終わり
から
君(中山福蔵 水久常君)